

日本が世界に誇る
山・鉾・屋台行事

新庄まつり
百年の大計

第四期計画

2023年
～2032年



今から百年程前に撮影された大正時代の写真
|| 南本町若連 踊り屋台



新庄まつり百年の大計・第4期計画の策定に寄せて

このたび、「新庄まつり」の継承と発展に向けた総合的な振興策として「新庄まつり百年の大計・第4期計画」を策定いたしました。

本計画については、平成25年度を初年度とする第3期計画が令和4年度をもって計画期間が終了することから、この先10年間における新庄まつりの振興策として策定したものであります。

策定につきましては、主催団体として新庄まつりを最も熟知している「新庄まつり実行委員会」において計画案の策定に取り組んでいただき、その報告をもって「新庄まつり百年の大計・第4期計画」としたところであります。

これまで各計画期間内では、国重要無形民俗文化財への指定、ユネスコ無形文化遺産への登録、新庄まつり実行委員会の設立など、各期において大きな成果を上げ、特に、ユネスコ無形文化遺産登録は、新庄まつりが「世界の宝」として認められた証であると認識しております。

一方で、少子高齢化や人口減少による社会構造の変化は、まつりの担い手不足や山車製作・運行に要する経費の財源確保など、早急に対応すべき課題として「新庄まつり」にも大きな影響を及ぼしております。

第4期計画では、これらの成果と課題を整理し、これまでの各計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、令和7年に迎える新庄まつり270年を見据え、「市民総参加で作り上げる新庄まつり」という原点に立ち返って、まつり行事に多くの市民が関りをもつ機運を高めるため、新たな施策も盛り込んでおります。

これら新庄まつりの価値向上に向けた取り組みをより一層推進し、ユネスコ無形文化遺産にふさわしい「新庄まつり」の構築と継承を図ってまいります。

終わりに、第4期計画の策定に際し、「新庄まつり」の発展を願い、新庄まつり実行委員会を中心に各参加団体の知識と経験を最大限に取り入れ、審議を尽くされた策定委員並びに幹事各位、さらには貴重なご意見、ご提言を寄せられた市民の皆様から感謝の意を表し、「新庄まつり百年の大計・第4期計画」の策定に寄せる言葉といたします。

令和5年3月

新庄市長 山尾順紀

「新庄まつり百年の大計」第4期計画の策定を終えて

新庄まつり実行委員会では、「新庄まつり百年の大計・第4期計画」の策定業務を新庄市から受託し、平成5年から3期30年に及ぶ大計を引き継ぎ、令和5年から14年までの第4期計画を策定いたしました。

第1期から3期までの30年間を総括しますと、第1期では、新庄まつりの山車が史上最大の台数（21台）となり、大都市山車派遣事業のPR活動などで、県内最大規模のまつりであるという存在感を内外に示しました。第2期では、新庄市の財政状況が悪化して財政健全化団体になった時期でありましたが、市民意識は衰えることなく史上最大規模のまつりが継続され、平成21年に念願であった国重要無形民俗文化財に指定されました。第3期では、新庄まつり実行委員会が設置され組織の強化が図られ、また、平成28年には、ユネスコ無形文化遺産に登録されるという快挙がありました。

しかし、残念ながら令和2年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、戦後初めてまつりが中止となりました。これまで、まつりが中止されたことは、幾度となくありましたが、それは、すべて飢饉・疫病や戦争などの外的要因によるものでした。

現在は、担い手不足や財政基盤の脆弱などが課題として浮かび上がり、それらの内的要因で、新庄まつりの継続が危惧されるという、これまでと違った局面を迎えています。

現在抱えている新型コロナウイルスという外的要因は、いずれ終息すると思いますが、担い手不足解消や財政基盤の強化などの内的要因には、早急な対策が必要だと考えております。

近年は、若い人の新庄まつり離れが、顕著になっているとも言われています。多くの市民の皆様からみれば、新庄まつりは、毎年、当たり前のように行われていると感じているかもしれませんが、その陰には、多くの課題を抱えながら、担い手たちが献身的な努力をしているということを忘れてはいないでしょうか。

新庄まつりは、全市民の誇りだということに異論はないと思います。しかし、少子高齢化や人口減少がさらに進めば、私たち市民の誇りである新庄まつりは、いとも簡単に消えて行ってしまいます。そうならないために最も有効なものは、基本目標に掲げた「市民総参加」です。

市民が「総参加」するには、課題を共有し、市民一人一人が役割を自覚し、「全市民」でまつりを実施する体制を築くことが重要であります。

令和7年には「新庄まつり270年祭」・「新庄開府400年」の事業が予定されております。まずは、それに向けて「市民総参加」の新庄まつりを構築していこうではありませんか。

令和5年3月

新庄まつり実行委員会

新庄まつり百年の大計・第4期計画策定委員会

(新庄観光協会会長・新庄まつり山車行事保存会会長)

委員長 武田 一夫

新庄まつり百年の大計・第4期計画

目 次

《 第4期計画 本編 》

1. 第3期計画の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 第4期計画の基本目標と施策体系・・・・・・・・・・・・2
3. 第4期計画の推進指針及び期間・・・・・・・・・・・・2
4. 第4期計画のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5. 第4期計画の施策
 (1) 新庄まつりの運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 (2) 新庄まつりの行事・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
 (3) 伝統行事としての新庄まつり・・・・・・・・・・・・13
 (4) 新庄まつりの基盤整備・・・・・・・・・・・・・・17
 (5) 新庄まつりの広報戦略・・・・・・・・・・・・・・19
 (6) 新庄まつりの将来像・・・・・・・・・・・・・・23

《 資 料 編 》

- 第3期計画の施策と進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 第4期計画策定委員会・幹事会名簿・・・・・・・・・・・・28
- 第4期計画策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 新庄まつり実行委員会規約・・・・・・・・・・・・・・30
- 新庄まつり実行委員会専門部会設置要・・・・・・・・・・33
- 新庄まつり奉賛会規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
- 新庄まつり山車行事保存会規約・・・・・・・・・・・・・・36
- 新庄山車連盟規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
- 新庄囃子連盟規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
- 新庄市山車資材保管施設等基盤整備補助金交付規程・・・・47
- 新庄まつり囃子保存基盤整備補助金交付規程・・・・・・・・49
- 新庄まつり歴代最優秀山車・・・・・・・・・・・・・・50
- 新庄まつり入出数・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
- 神輿渡御行列絵図・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
- 新庄まつり山車・囃子解説図・・・・・・・・・・・・・・55

270年祭は、新たな歴史の始まりへ

国重要無形民俗文化財・ユネスコ無形文化遺産と、
国と世界の冠がついた「新庄まつり山車行列」
最高潮の今こそ盛者必衰のことわりを忘れてはならない。

時代は、大きく変化しているが、まつりの本質は変わっていない。
多くの非業の死が、京都祇園御霊絵会（祇園祭）を生んだ。
宝暦の飢饉が、きっかけとなった城内天満宮祭礼（新庄まつり）も、
その流れを汲んでいる。

祭りの起源を示す城内天満宮願文札に、
武運長久・子孫繁昌・悪魔降伏・諸難退散・領内泰平・風雨順時・五穀成就・諸人快樂の
願いが掲げられている。

これらの願いは、現在でも、新庄まつりの「本旨」である。

願文札の願いを託された新庄まつりは、世直しのまつりである。
だからこそ困難な時代を乗り越えて、このまつりだけは、受け継がれてきた。
しかしながら、中心市街地の空洞化や人口減少など、より深刻化する社会環境の変化が
新庄まつりを蝕む病魔と化してまつりを侵しつつある

「新庄まつり百年の大計」は、その病魔に打ち勝つための指針である。

令和7年には、「新庄まつり270年祭」を迎える。

新庄まつり270年を起点に、「市民総参加」の体制を築き、100年後を目指して、
新たな歴史を刻んでいこう。





1. 第3期計画の成果と課題

成 果

第3期計画では、「格式ある伝統行事・新庄まつり」の総合的な振興のため、3つの基本目標を掲げ、各種事項について整備・拡充を図ってきた。

その結果、平成27年に新庄まつり実行委員会が設立されたことや平成28年のユネスコ無形文化遺産へ登録されるなどの成果となり、新庄まつりの保存と継承を通じ、交流人口の拡大が促進され、以下のとおり着実に推進されてきた。

- | | |
|-------|--|
| 平成27年 | ・国重要無形民俗文化財である新庄まつり行列の伝統の継承に努めつつ、まつり全般について運営と調整を行うことで祭典の振興を図るため、新庄まつり実行委員会を設立。
・新庄まつり260年祭。8月23日から26日までの4日間開催。25日の本まつりは記念昼夜2回の山車行列を実施し、51万人の人出で賑わう。
・山車GPS公開を開始。 |
| 平成28年 | ・全国33の山・鉾・屋台行事の一つとしてユネスコ無形文化遺産に登録され、歴史と伝統ある新庄まつりを後世に伝え魅力を発信。
・山形市「山形 祭りだ！ワッショイ！」へ山車1台派遣。(上金澤町若連・仁間囃子) |
| 平成29年 | ・「山・鉾・屋台行事観光推進ネットワーク」が設立、翌平成30年には「東北山・鉾・屋台協議会」が設立され、両協議会へ参画。ユネスコ無形文化遺産登録記念行事を実施。
・「新庄まつり in 巣鴨」へ3台の山車派遣。
(常仲町若連・升形若連/馬喰町若連・飛田囃子/南本町若連・関屋囃子) |
| 平成30年 | ・山形市「山形 祭りだ！ワッショイ！」へ山車1台派遣。(万場町若連・小月野囃子)
・城内新庄天満宮御鎮座390周年。
・沖縄市「沖縄国際カーニバル」へ山車1台派遣。(最上広域事業:下金澤町若連・鳥越囃子) |
| 令和元年 | ・ユネスコ無形文化遺産登録の好影響もあり、まつり期間56万人の人出で賑わう。
・市政施行70周年記念事業。商工会議所青年部東北ブロック大会へ山車2台派遣。
(新庄市会場:万場町若連・小月野囃子/鉄砲町若連・福田囃子) |
| 令和2年 | ・新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により戦後初の中止となる。
・まつり気分を少しでも味わっていただけるよう、新庄まつり実行委員会が企画し、市内数カ所で囃子演奏会を実施。 |
| 令和3年 | ・新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定した上で、まつり催事については大幅な規模縮小とし、24日夜間山車運行中止、25日神輿渡御行列と町内に限った山車自主運行、26日各町内飾り山車の実施。 |
| 令和4年 | ・節目となる第10回日本の伝統まつりポスターコンクールを開催。
・新庄まつり実行委員会において3年ぶりの通常開催を決定し、24日宵まつり、25日の本まつり神輿渡御行列、山車行列を一部規模縮小し実施。
・新型コロナウイルス感染症対策のため、アビエス有料観覧席を設置しなかったことに加え、平日の曜日配列となったため、人出は減少し33万人となる。
・「新庄まつり in 巣鴨」へ神輿渡御行列、山車2台を派遣。
(神輿渡御行列実行委員会、上茶屋町若連・松本囃子/川西町若連・小泉囃子) |

※第3期計画(平成25年度~令和4年度)の施策と進捗状況(25ページ参照)

課 題

全国的な傾向である出生率の低迷と大都市圏への人口流出が顕在化したことにより、新庄まつりを支える各若連や山車曳き手の小若、神輿渡御行列の担い手が年々減少してきている。加えて、人口減少化は、一般祝儀や花代の縮小という形になって表れ、各若連では山車の製作や運行に要する経費の財源確保に苦慮している状況が続いており、さらに新型コロナウイルス感染症拡大に起因した物価高も影響し、より厳しい財政難に悩まされている。

山車製作技術に関して、様々な分野の製作工程や各町内独自の手法を単独の若連のみで継承していくことは困難になりつつある。また、雛子の継承については、伝統を遵守した音色の継承と演奏技術の向上が課題になっている。

まつりに参加する若連は、平日開催の場合、何とか工夫しながら休暇取得をしている現状であり、山車の作り手・曳き手がまつり当日に参加しにくい状況になってきている。



2. 第4期計画の基本目標と施策体系

第3期計画の成果と課題を踏まえ、「新庄まつり」の総合的な振興策となる「新庄まつり百年の大計」を市民、関係団体、行政が一体となり効率的・効果的に推進し、伝統の祭りを次世代に引き継いでいくため、第4期計画においては、次の4点を基本目標として施策の展開を図っていく。

また、併せて、その基本目標達成のために必要な施策を6項目設定し、それぞれの項目に係る現状と課題を把握した上で、その解決に向けた基本方向と基本施策の展開を図ることとする。

【基本目標】

- 1 市民総参加による新庄まつりの推進
- 2 まつり運営組織の連携と強化
- 3 財政基盤の安定と新しい財源の創出
- 4 まつり文化と技術の伝承をつなぐ担い手の確保

【施策】

- ①運営組織
- ②行事日程
- ③伝統行事
- ④基盤整備
- ⑤広報戦略
- ⑥将来像



3. 第4期計画の推進指針及び期間

「新庄まつり百年の大計・第4期計画」は、第1期計画から第3期計画に掲げられた各種未達成の施策を引き続き推進するとともに、新たに掲げられた各種の施策を市民、関係団体、行政が一体となって推進していくこととする。

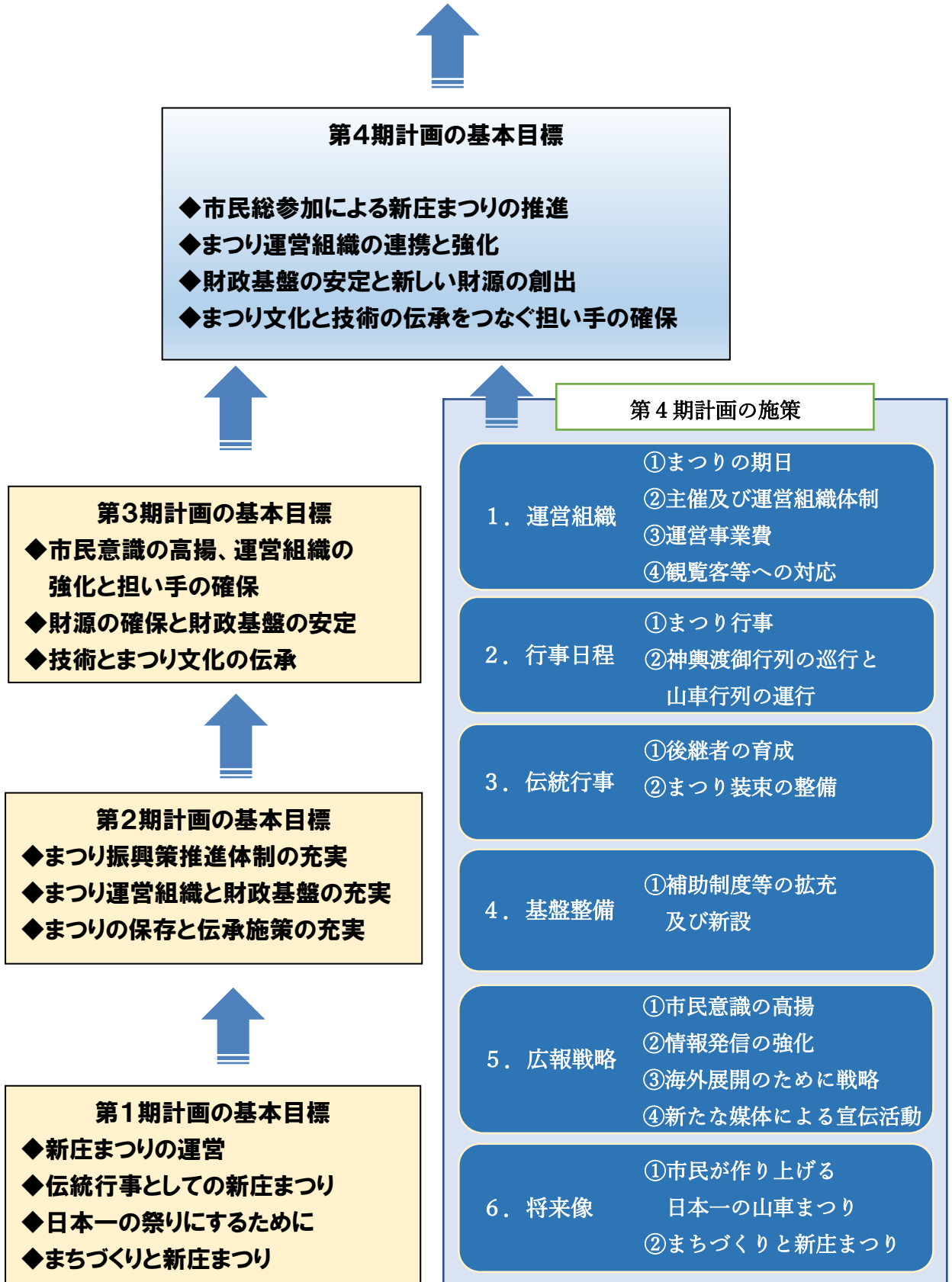
計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とし、令和9年度（2027年度）に前期5年間の中間検証を行うこととする。

ただし、本市の理想的な将来像の実現を目指して策定された「第5次新庄市総合計画」や社会・経済の動向によっては、その中間検証時期を見直すことができるものとする。



4. 第4期計画のイメージ

267年の歴史を、100年後の未来へ。





5. 第4期計画の施策（1）新庄まつりの運営

施策 運営組織1—①

新庄まつりの期日

現状と課題

平成30年に実施した第3期計画中間検証（以下、「中間検証という。」）における「新庄まつりの期日」の検証結果では、「新庄まつりは、最上公園（新庄城址）内に鎮座する天満神社の祭礼を起源として長年継承されてきたことが、格式ある伝統行事としての根拠になっていると同時に、ユネスコ無形文化遺産と国重要無形民俗文化財としての文化財的価値を高める要素にもなっている。このことから、三神社（戸澤神社、天満神社、護国神社）の例大祭日（8月24日＝戸澤神社例大祭／25日＝天満神社例大祭／26日＝護国神社例大祭）を包括し、新庄まつりの期日としていくことが最も自然である。」との考えから、「格式高い伝統行事、そして貴重な文化財という両面を併せ持ち、267年余りに渡って受け継がれてきた経緯からも、新庄まつりは従来どおり、開催期日を固定して実施すべき。」との結論に至っている。

一方で、新庄まつりが平日開催となった場合、各若連の参加者は、休暇取得が難しい中、工夫しながら休暇を取得している現状にある。各学校は休みになるが、会社員等がまつりのために休暇を取得することは、年々難しくなっており、週末であれば参加しやすい状況となっている。

また、中間検証においては、開催日を固定していくべきとの結論ではあるが、今後、新庄市の人口減少が予想される中で、10年後、20年後の平日開催を見据えた場合、まつり当日における各若連の人数確保については、より一層厳しく、非常に困難な状況となっていることは想像に難くない。

そのため、「新庄まつりの期日」については固定するが、山車運行については、今後も議論できるよう週末開催の検討も継続課題とする。

基本方向

中間検証において、三神社（戸澤神社、天満神社、護国神社）の例大祭日の3日間を「新庄まつりの期日」として踏襲していくことを基本とし、新庄まつりの週末開催に係る調査・検討については終了すべきとした。

しかし、今後、少子高齢化がより進展することが予測されており、まつり従事者の人数確保が今以上に困難な状況に遭遇することが予想される。

そのため、山車運行については週末開催の可能性も残しつつ、平日開催といった曜日配列の影響を受けることなく、企業や事業所などの従業員がまつりに参加しやすい環境づくりとまつり従事者の人数確保が行えるよう対策を検討していく。

基本施策

- 新庄まつりが平日開催となった場合でも、企業や事業所などへまつり期間の休暇取得の推奨を働きかけるなど、従業員がまつりに参加しやすい環境づくりに取り組む。
- 少子高齢化がより進展することによって、まつり従事者の人数確保が今以上に困難な状況になることが予想されることから、曜日配列の影響を受けないまつり催事の開催方法を検討する。



5. 第4期計画の施策（1）新庄まつりの運営

施策 運営組織1—②

主催及び運営組織体制

現状と課題

第3期計画中の平成27年に「新庄まつり委員会」を発展的に解消し、「新庄まつり実行委員会」が設立され、前計画より課題とされていた「まつり関係団体の実務担当者が主体的に企画運営事業を担うことのできる体制の確立」、「祭典振興に向けた取り組みや重大な事故等に対する責務の明確化」などの課題解決の成果となった。

一方で、新庄まつり実行委員会が新庄まつりの主催団体となってから、新型コロナウイルス感染症が拡大し、その影響によるまつりの中止や行事の規模を縮小しての開催が余儀なくされるなど、新たな課題が浮き彫りとなった。また、観覧スペースの確保や雑踏警備など、従来からの課題に対しても継続して取り組んでいく必要があり、運営マニュアルの整備や運営知識の継承により組織の強化を行う必要がある。

新庄まつり山車行事保存会については、新庄まつりの山車行事の保存と伝承を図ることにより、地域の伝統文化の発展に寄与することを目的として平成20年9月に発足し、新庄まつりの山車行事が平成21年3月に国重要無形民俗文化財に指定された際の保護団体となっている。

国から指定を受けた翌年の平成21年には、「全国山・鉦・屋台保存連合会」に加盟し、全国33の山・鉦・屋台行事保存会との連携交流を図りながら、新庄まつりの山車行事の保存と伝承に取り組み、平成28年のユネスコ無形文化遺産登録に大きく貢献した。このように、新庄まつりの文化財的価値が高まりを見せる中、国重要無形民俗文化財としての保存・伝承に関する取り組みも含めた組織の強化を図ることが必要となっている。

基本方向

新庄まつり実行委員会が今後も継続して新庄まつりの運営を担うために、各専門部会・事務局という機関を基本にしながら、組織体制の強化を図る。

新庄まつり山車行事保存会については、文化財としての新庄まつりの調査研究や資料収集を通じて蓄積された知識や知見をまつり実行委員会へ還元し、後世へ新庄まつりを保存継承していく。

また、新庄まつり山車行事保存会を中心として、神輿渡御行列実行委員会、新庄山車連盟、新庄囃子連盟の各団体間において、まつり行事の伝承、継承のため、さらなる連携が必要である。





5. 第4期計画の施策（1）新庄まつりの運営

施策 運営組織1-②

基本施策

- 新庄まつり実行委員会の設立により、権限と責務の所在が明確になったことから、細部にわたるまつり運営組織と執行体制の強化を図る。
- 新庄まつり山車行事保存会の活動方針を明確化し、充実を図る。
- 新庄まつり山車行事保存会、神輿渡御行列実行委員会、新庄山車連盟、新庄囃子連盟が連携し、まつり行事の伝承、継承のための情報・意見交換会を開催する。





5. 第4期計画の施策（1）新庄まつりの運営

施策 運営組織1-③

運営事業費

現状と課題

「まつり」は共感する人々が自発的かつ自主的に行うものであり、経費はその結果として発生してくるものであるが、最近では経費の確保を優先して考えなければならない状況となっており、新庄まつりも例外ではない。

第3期計画期間中においては、新庄まつり実行委員会の発足やユネスコ無形文化遺産への登録など、新庄まつりを取り巻く状況の変化に合わせ、各若連への交付金に係る市負担金を増額するなど、市負担金の見直しを随時行ってきたところであり、また、新たな財源確保のための物販販売なども定着してきている。

一方で、新庄まつりの観覧者数は、曜日配列や天候の影響を受けるものの、ユネスコ無形文化遺産登録の効果も相まって、今後も増加傾向を示すものと考えられるため、観覧者対応や交通整理等自主警備などの山車行事以外に係るまつり当日の運営経費の削減は考えにくい。

各若連においては、山車製作材料費の高騰に加え、各世帯からの一般祝儀、いわゆる「花代」や協力世帯の減少により財源確保が一段と困難なものになってきていることも事実である。

さらには、近年の新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年、3年とまつりの中止や規模縮小により「花もらい」を行うことができず、市負担金による緊急的な対応を余儀なくされた。

今後もこうした突発的な出来事などに対応できるような対策を講じていく必要があるが、新庄市においても、人口減少化が進む中、市の財政状況が好転する要因も見当たらず、市負担金の更なる見直しも難しい状況となっている。

基本方向

各若連や関係団体等が負担すべき経費を再確認し、結果として不足する経費については、企業からの協賛金受け入れなども視野に入れた新たな財源確保と市負担金見直しの方策を検討していくこととする。また、新型コロナウイルス感染症等の突発的な事象による減収に対応できる仕組み作りも検討するとともに、各若連に対しては、高騰する山車製作費に係る経費の支援方法を検討する。





5. 第4期計画の施策（1）新庄まつりの運営

施策 運営組織1—③

基本施策

- 財源の確保については、格式と伝統ある「新庄まつり」の原点を損なわないような配慮を行い、従来の有料観覧席における観覧席増加の工夫、さらに新たな観覧席の設置の検討を行うことなどに加え、ノベルティー配布による付加価値を付けることによる席料の値上げを検討する。また、販促物の価格転嫁等も検討し財源調達を図る。
- 各若連の運営費については、市負担金及び各種補助金を活用することで、山車製作、運行が継続できる体制づくりを進める。現在、一律に交付されている交付金については、町内規模の大小や住民数を勘案するなど若連の財政力に応じた交付金とするなど見直しを検討する。
- 高騰する山車製作費に係る経費に対し、人形、山車装飾等を現物支給するなど、その支援方法を検討する。





5. 第4期計画の施策（1）新庄まつりの運営

施策 運営組織1-④

観覧客等への対応

現状と課題

第3期計画期間中のまつり期間3日間を通じた人出は、平成24年に初めて50万人を超える52万人を記録し、その後も50万人前後で推移しているが、山車行列のメインの観覧場所となっているJR新庄駅西口南側の新庄駅前ふれあい広場「アビエス」に設置する観覧席を例にとると、24日の宵まつりは、有料観覧席のすべてが満席であるのに対して、25日の本まつりは有料・無料観覧席併せて約6割弱と、まつり行事の日程や時間帯によって人出に差がみられる。特に、24日宵まつりの山車行列時の観覧客に関しては、山車行列のすべてを観覧できる駅前通りからの駅前ロータリー付近の混雑が非常に激しい状態となるため、ベビーカーを利用する方や車いす利用の障がいを持った方、高齢者からの苦情も寄せられ、雑踏を気にせず通行・観覧できるようにするという課題がある。

そのため、24日の宵まつりの混雑解消に向け、24日の観客を25日の本まつりと26日の後まつりに、いかにして誘導を図るかが課題となっている。

公衆トイレやゴミ回収、駐車場や各種案内板の設置などは、中間検証結果の反省点を踏まえ、随時、設置場所や配置数を変更しているが、観覧者の要望にすべて対応できているとは言い難い。さらには、増加する外国人観光客への対応のため、案内表示の多言語化も今後の課題である。

宿泊場所の確保については、24日の市内の宿泊施設は飽和状態となっているが、25日、26日の予約状況を見るとまだ空室が有り、宿泊可能な状況にある。

そのため、24日は近隣の温泉地や隣県の観光地等との連携強化により宿泊場所を確保するとともに、25日、26日の宿泊施設の稼働率向上を図る必要がある。

基本方向

24日の宵まつり山車行列に係る混雑解消のため、新たな観覧場所の確保を検討する。例えば、アビエス有料観覧席の拡大や配置の見直しによるスペース確保、有料観覧席の新設による収容人員の拡大などが挙げられる。併せて、24日宵まつりの混雑解消には、25日の本まつりと26日の後まつりへの観客誘導策が同時に必要であり、山車運行や神輿渡御行列巡行形態のあり方も含めた観覧場所や露店の配置、交通・雑踏誘導等、より広範囲にまつりを楽しむことができる条件整備を検討する。

公衆トイレやゴミ処理、駐車場、各種案内板の設置などの観覧者の利便性向上に係る事項については、前年の状況と新庄まつり実行委員会に寄せられる意見、要望を分析しながら、より観覧者目線に立った環境整備を検討する。

宿泊施設については、滞在型観光という面からも宿泊場所確保は必須であるため、関係団体との協力体制をさらに深めながら、近隣町村の温泉地へ宿泊誘導するとともに、25日の本まつりと26日の後まつりの宿泊者増加を図る取り組みを検討する。また、県内他地域や隣県の温泉地・観光地等との広域連携についても、24日の宿泊場所の確保のほか、当該温泉地・観光地等との周遊ルートの開発などにより、25日、26日への観客誘導を図るための方策を検討する。



5. 第4期計画の施策（1）新庄まつりの運営

施策 運営組織1-④

基本施策

- 無料席と有料席の配分方法の検証に加え、障がい者、高齢者、ベビーカーを利用する家族連れ
の観覧者などに配慮した観覧場所の検討を行う。
- 公衆トイレの増設や駐車場、観覧場所等の案内表示の充実を図る。
- 掘端公衆トイレの改修に取り組むとともにトイレ協力店の拡充を図る。
- ごみ処理については、ごみ回収巡回強化も進めるが、排出者責任とごみの分別ルールを明確
にし、まつり参加者、観覧者へ周知を行う。
- 宿泊施設については、滞在型観光という面からも宿泊場所確保は必須であることから、近隣
町村や県内他地域と連携して宿泊場所の確保を図る。





5. 第4期計画の施策（2）新庄まつりの行事

施策 行事日程2-①

まつり行事

現状と課題

まつり行事は、8月24日の「戸澤神社例大祭」と「新庄まつり囃子合同演奏会」で始まり、同26日の「手締式」で終了する形が定着している。

3日間にわたって繰り広げられる新庄まつり全体を通して、観覧者数で比較すると、24日の宵まつり山車運行や25日の本まつり神輿渡御行列巡行と山車運行については、第3期計画期間中の人出数が平均約20万人を超えているのに対し、26日の奉納柔道大会、奉納弓道大会、奉納鹿子踊等の奉納行事を始め、飾り山車なども含めた後まつり行事については、半数の平均約10万人にとどまっている状況にある。

平成24年から4年間に渡り「福興祭」と「燦踊祭」を開催したが、その役割を終えたとして平成27年を最後に終了した。この催しは、24日の宵まつりと25日の本まつりに比べ、例年人出が少ない26日の後まつりへの賑わい創出と交流拡大に大きく貢献した。

26日の後まつりでの賑わいづくりを含めたまつり期間全体の隆盛の継続には、伝統あるまつりの継承を基本とし、現在のまつり催事の更なる魅力向上を図るとともに広く周知、広報活動を行う必要がある。

基本方向

26日の後まつりの奉納柔道大会・奉納弓道大会・奉納鹿子踊、小若連囃子演奏大会・まちなか鹿子踊・飾り山車については、今後も継続して実施していくことを基本とし、観覧者にその魅力をアピールできるような方策を検討するとともに、雨天時対策や観覧スペースの確保なども併せて検討する。

また、後まつりにおける新たな催事の創設については、現在実施しているまつり催事の更なる磨き上げを行いながら継続していくことを基本とし、それでも26日の賑わいづくりに不足が生じている状況であれば、行事のあり方を検討することとする。

基本施策

- 後まつり行事として小若連囃子演奏大会・まちなか鹿子踊・飾り山車の披露の継続に取り組む。
- 格式ある伝統行事の継承という観点から、例大祭や奉納行事などそれぞれが持ち合わせている魅力の更なる披露、周知に注力していく。



5. 第4期計画の施策（2）新庄まつりの行事

施策 行事日程2-②

神輿渡御行列の巡行と山車行列の運行

現状と課題

近年、気候変動による猛暑日の多発などの影響からか、全国的な傾向として夏祭りは「夜型志向」になってきており、祭りの雰囲気や関係者等の盛り上がりを考慮すれば、夜型に移行したほうがより活気溢れるものになるものと考えられた。

しかしながら、25日の本まつりは、神輿渡御、山車、囃子が一体となって行列を組み市内を練り歩くことが基本であり、神輿のご神体を日没前には、天満神社に安置しなければならないという歴史的経緯もあることから、中間検証において、神輿巡行や山車運行の時間変更によって夜型へ単純に移行できるものではないことを検証結果としている。加えて、山車、囃子の各若連、特に曳き手の子ども達への負担を考えると、25日の本まつりの「夜型化」は非常に困難である。

基本方向

中間検証結果では、25日の本まつりの「夜型化」を目指すのではなく、従来どおりの催事内容とすることが妥当であると結論付けている。また、本まつりが昼の催事のみとなっていることがまつりの伝統文化であると同時に、そのことが本まつりを形づくる上での歴史的背景を持ち合わせた強みや魅力でもあるため、それらを十分考慮した上で、本まつりへの誘客方法等、今後の方策を検討する。

基本施策

- まつり実行委員会を中心に神輿渡御行列実行委員会、新庄山車連盟、新庄囃子連盟のまつり実施3団体と新庄まつり山車行事保存会が連携し、本まつりにおける誘客に繋がる催事について検討する。





施策 伝統行事3—①

後継者の育成

現状と課題

少子高齢化による人口減少は、新庄市においても着実に進行しており、新庄まつりの担い手にも大きな影響を及ぼしている。神輿、山車、囃子、鹿子踊の各団体においても様々な取り組みを行っているものの、効果的な対策は見出せていないのが現状である。

神輿渡御行列については、足軽、伊達、御神輿などの行列の各役割を参加する各地区で分担することになっているが、その各地区の取りまとめ役が小頭であり、各地区が担当する役割において、必要となる人数を確保する役目を担っている。しかしながら、各地区では小頭自体の高齢化が進み、さらには、地区住民の減少や高齢化の進行は、行列の役割自体を担うことができないという課題を抱えている。

山車製作・運行に関しては、担い手となる若連・小若の確保や作り手の受け入れ対策などを山車連盟と各若連が一体となって取り組んでいるが、人口減少と少子高齢化が進行している現状にあって、山車製作や運行など実際にまつりに携わる若連も減少傾向にある。また、山車製作費の財源となるまつり当日のご祝儀（浄財）いわゆる「花もらい」にも人手を割かなければならず、山車運行時の安全確保に係る人員配置にも苦慮している状況となっている。

まつり囃子の継承については、楽譜がなく口伝で代々受け継がれてきたため、若連ごとにその音色や調子が少しずつ異なっていることを踏まえれば、各若連での対応が基本であると考えられる。なお、教育現場との連携については、小中学校、義務教育学校が学区ごとの編成となっている一方で、囃子若連が集落単位で構成されていることから、各若連で微妙に異なるまつり囃子を地域学習の題材とするために、学校と囃子若連の相互協力のもと、工夫した取り組みが行われているところである。

萩野・仁田山鹿子踊については、地域に伝わる貴重な財産として地域ぐるみで守り育てていこうとする環境が確立され、教育現場との連携も良好な状態にあるが、今後、進行する少子高齢化による踊り手不足と囃子若連との人材確保について競合する部分も懸念されており、人材の育成・確保が課題となっている。

基本方向

新庄まつりが伝統行事としての形態を保ちながら隆盛を重ねられるよう、次のような後継者対策を講じることとする。

神輿渡御行列については、現在の小頭役を中心とした現行の仕組みを基本としつつ、小頭役の負担軽減を図るための方策を検討していくとともに、当該行列が新庄まつりの中核であり、古式ゆかしい伝統ある行列として威厳ある立ち居振る舞いを求められる背景等を広く広報、周知し、興味を持たせることで、担い手の確保を図る。

山車製作と運行に関しては、平成30年度に山車連盟主催による新庄まつりの起源に関する研修会を開催した。今後は、新庄まつり山車行事保存会との連携も図りながら、研修会、講習会を継続的に実施するとともに、製作技術と意識の向上を目指す。



施策 伝統行事3—①

さらに、山車製作・運行への新たな参加を促進するため、その魅力の向上と効果的な周知・広報活動を検討する。

まつり囃子の継承については、現在の囃子合同演奏会とともに、後継者育成に大きな役割を果たしている小若連囃子演大会を継続して実施する。また、進行する少子化に対応するため、小若連への受け入れ体制の整備を図るとともに、教育現場との連携については、囃子演奏を足掛かりとした多角的な方策を検討する。

萩野・仁田山鹿子踊に関しては、現在の良好な環境が今後も継続できるよう努めていく。加えて、指導している子供達と大人との共演も視野に、鹿子踊を様々な機会に披露する機会を設け、その魅力を多くの人に周知する方法を検討する。

また、まつり全般を通じての人材確保を図る新たな取り組みとして、新庄まつりに興味がある方をSNS等により広く募集し、まつり行事全般に関われるよう「新庄まつりサポーター制度（仮称）」などの新たな担い手対策を構築する。

児童生徒に対しては、教育現場との連携による効果的な啓蒙活動を実施するとともに、市内の各学校単位で「新庄まつりに関するワークショップ」（P15 下段参照）を企画するなど、子どもの目線に立った新庄まつりに関する考えを提言できるシステムの構築を図る。

基本施策

- 神輿渡御行列については、高齢化が進む小頭の負担軽減策を検討するとともに、古式ゆかしい伝統ある行列として威厳ある立ち居振る舞いを求められる背景等を広報することにより、その価値を高め、傘回しや奴振り等、修練を要する技の保存・伝承を目的とした講習会を神輿渡御行列実行委員会において開催し、後継者の育成に努める。
- 新庄まつり山車行事保存会との連携も図りながら、歌舞伎を手本とした場面構成の研修会、山車製作技術講習会を継続的に実施するとともに、製作技術と意識の向上を目指す。さらに、山車製作・運行への新たな参加を促進するため、その魅力の磨き上げと効果的な周知・広報活動を実施する。併せて、教育現場との連携による児童生徒への効果的な啓蒙活動を行う。
- まつり囃子の継承については、伝統的な楽器構成による音色の保存継承を優先するとともに、現在行っている囃子合同演奏会と後継者育成に大きな役割を果たしている小若連囃子演奏大会の継続に努める。また、囃子演奏を足掛かりとして教育現場との連携を図る。
- 萩野・仁田山鹿子踊については、演舞技術の向上と踊り手の確保のため、保存・継承対策を強化する。また、現在の良好な環境が今後も継続できるよう努める。
- 新庄まつり行事等に興味がある方をSNS等により募集し、まつり行事全般に関われるよう、新庄まつりサポーター制度（仮称）の創設など新たな担い手確保対策の仕組みを構築する。
- 市内の学校単位で新庄まつりに関するワークショップの開催を行うなど子供の目線から見た新庄まつりに対する考えや意見を提言できるシステムを構築する。



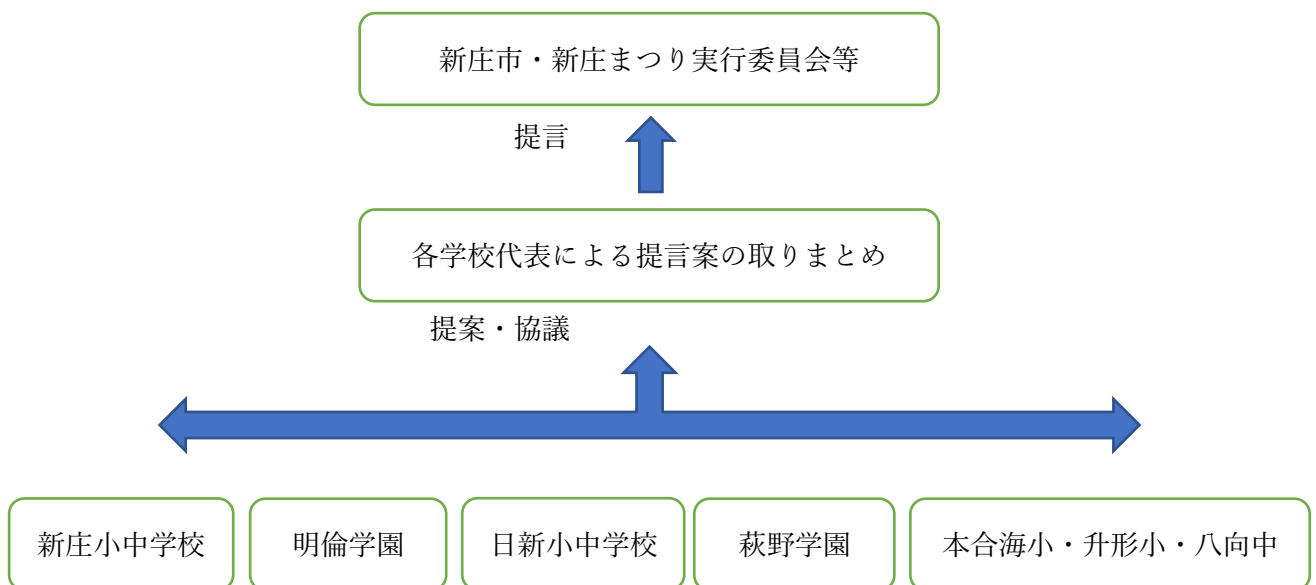
5. 第4期計画の施策（3）伝統行事としての新庄まつり

施策 伝統行事3—①

各団体の課題整理一覧

	神輿	山車	囃子	鹿子踊
現状課題	神輿の担ぎ手の不足 鉄砲組(子供)の不足	若連・小若の減少 伝統的技法の伝承	教育現場での活動機 会の減少	市民認知度が向上した 踊り手の不足
基本方向	価値の向上 技術の向上	担い手の確保対策 技術継承の体制整備	地域や学校での機会増 音色の継承	技術継承の充実 踊り手の確保対策
基本 施策	広報活動の充実 技術講習会の開催	作り手の受入体制整備 製作研修会の開催	教育現場との連携 競演会の開催	地域ぐるみの育成 周知活動の強化
	SNS を活用したサポーター制度（仮称）の創設			

子供の目線に立った提言の構築



各学校単位でワークショップを開催（テーマ：神輿、山車、囃子、鹿子踊、まつり行事全般）



5. 第4期計画の施策（3）伝統行事としての新庄まつり

施策 伝統行事3—②

まつり装束の整備

現状と課題

まつり装束の統一化については、第3期計画の「現状と課題」で提起された「新庄まつりの山車運行が、舞台としての山車、楽曲としての囃子、そしてまつりを演出する曳き手の小若や介添え役としての若連が一体となって成立する総合芸術」という視点を基本に取り組みを進めるものとされている。加えて、各町内・各地域のシンボリック的存在でもある各若連が統一したまつり装束でまつり運営に携わることは、町内・地域のコミュニティーの活性化につながるものと考えられるとともに、ユネスコ無形文化遺産としての日本文化特有の統一感のある美意識という視点からも、その推進は必要と考える。

しかしながら、まつり装束の整備には多額の経費を必要とすることから、各若連ともその財源確保に非常に苦慮している状況にあり、そのことが最も大きな課題である。現状では、市の支援を受け、宝くじの収益を財源とする自治総合センターの助成事業を活用し整備を進めているが、全国を対象とした助成事業のため、事業採択も毎年1、2団体程度となっている。

また、各若連では、山車運行時の法被着用を呼びかけ周知を図っているものの、山車運行の途中からの参加者、特に山車の曳き手については小若に付き添う大人も多いことから、その着用が徹底されていない現状にある。なお、「まつり装束についても各町内の独自性を尊重することを前提に、ある程度の基準を設けるなどの取り組みが必要」と第3期計画で提起された事項に関して、議論が進んでいないことも課題である。

基本方向

まつり装束の整備に関しては、その財源確保が最も大きな課題となっていることから、この対策についての検討を図っていくこととする。

また、山車運行時のまつり装束の着用徹底については、今後も粘り強くその周知を図っていくことを基本としながら、山車の曳き手の途中参加、特に子供たちへの付き添いについては、運行区間を限定しての参加を可とすることや、参加する小若に関しては統一する衣裳など、その対応を検討する。

さらに、まつり装束については、各若連の独創性を損なうことなく、法被を含め、統一感を持った装束での運行に取り組む。なお、その際、神輿渡御行列実行委員会、山車連盟と囃子連盟の3団体で協議の場を設け、連携協力を図る。

基本施策

- まつり装束の整備については、現状の自治総合センター助成事業の活用を継続していくほか、他の助成団体による類似の助成事業の活用に係る調査研究を図る。
- まつり装束については、町内単位、各若連の独創性を損なうことがないよう神輿渡御行列実行委員会、山車連盟と囃子連盟の3団体が、団体ごとに統一感を持った装束での運行に取り組む。



5. 第4期計画の施策（4）新庄まつりの基盤整備

施策 基盤整備4-①

補助制度等の拡充及び新設

現状と課題

伝統ある新庄まつりの正統な継承と保存を目的とした支援策として、すでに山車小屋建設、山車資材保管施設整備、山車台車更新、囃子の楽器購入と修繕に対する補助制度が設けられている。

また、その他、市による直接的な財政支援については、山車若連が合併した場合におけるまつり法被の整備に係る補助制度を整備している。一方で、後継者育成を目的とした研修会や講習会等の各種事業と手作りの山車飾り製作への支援策は、整備、創設に至っていないのが現状である。

特に、手作りの山車飾り製作に関しては、過去には複数存在していたが、製作者の高齢化などからその数は年々減少し、現在、市内で山車飾りを製作しているのは、障害福祉サービス事業所「友愛園」のみとなっている状況にある。

山車小屋については、住宅地域の拡大や街路整備の進展に伴い、山車の一部となる館や動物など大型の部品や山車小屋の資材等を収納する場所の確保について、多くの若連が苦慮している。しかし、若連が単独で格納庫を建設し、維持していくことは現実的に困難な状況にあり、市有施設の活用等についても検討する必要がある。

【利用実績】

年度	山車資材保管施設等		新庄まつり囃子	
	団体数	金額	団体数	金額
令和2年度	1団体	400,000円	1団体	400,000円
令和3年度	3団体	1,200,000円	3団体	310,410円
令和4年度	1団体	400,000円	3団体	724,787円

基本方向

ユネスコ無形文化遺産としての文化財の保存・伝承という観点から、新庄まつり山車行事保存会を中心に、新庄山車連盟や新庄囃子連盟等を通じて、継承すべき技術に対する支援策の創設に取り組む。

また、山車小屋建設、山車資材保管施設整備、山車台車更新、囃子の楽器購入等については、引き続き支援を行うとともに現状の支援策の拡充を検討する。

新庄まつりが「市民に支えられた市民のまつり」であるならば、市内での山車飾り製作が消滅するという事態は避けなければならない。そのため、市内で1か所のみとなった山車飾り製作が今後も継続されるよう、その支援策を検討する。

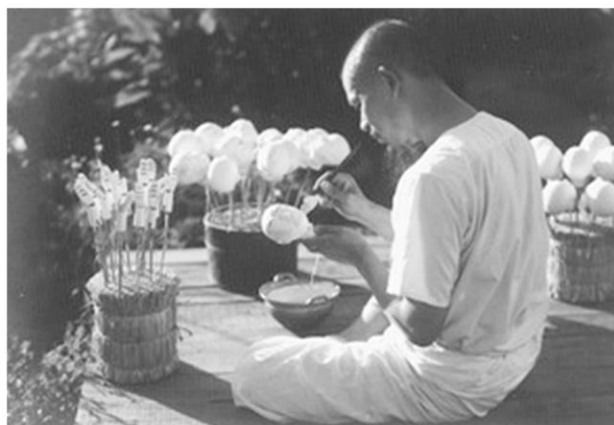
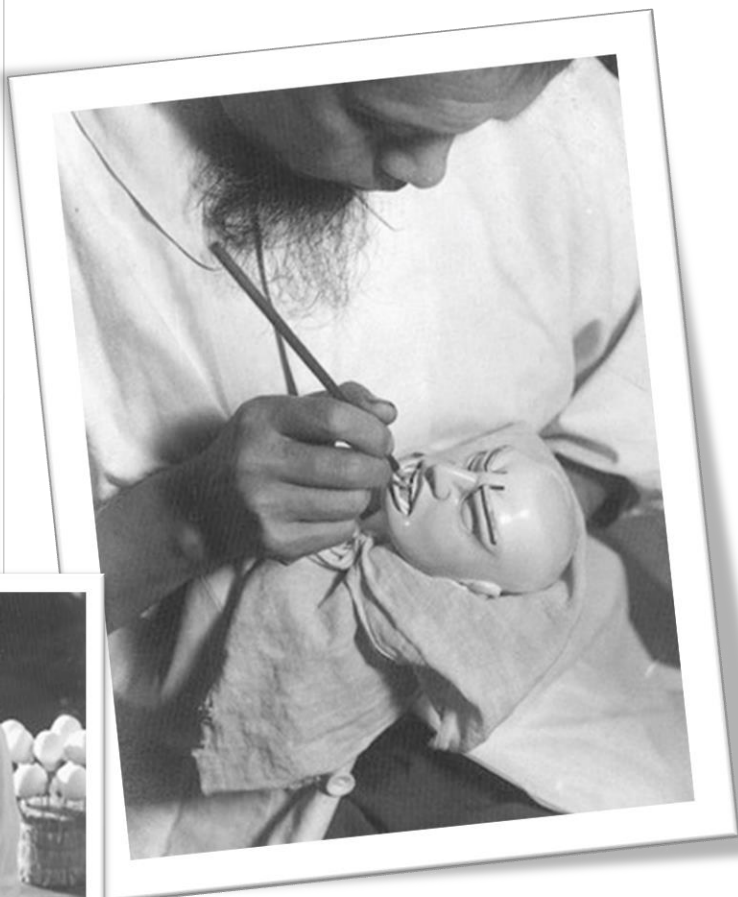


5. 第4期計画の施策（4）新庄まつりの基盤整備

施策 基盤整備4-①

基本施策

- 山車若連、囃子若連単位で、個性豊かなまつりを将来にわたり継続することを目的とした山車資材保管施設整備、山車台車更新、囃子の楽器購入と修繕、若連の合併等による支援を継続するとともに現在の補助制度の拡充を検討する。
- 後継者育成を目的とした各種事業「囃子講習会、山車製作技術講習会、歌舞伎鑑賞会、類似祭り研修視察」等に対する支援策の創設に取り組む。
- 手作りの山車飾り製作に対する支援策の整備に取り組む。
- 山車資材保管施設整備については、市有施設の活用も含めた支援を検討する。





5. 第4期計画の施策（5）新庄まつりの広報戦略

施策 広報戦略5-①

市民意識の高揚

現状と課題

第3期計画期間中の平成28年に全国33の山・鉦・屋台行事とともにユネスコ無形文化遺産に登録された新庄まつりは、市民の財産であり、市民の誇りとして親しまれ、これまでもまつりに関りをもつ機運を盛り上げるための取り組みを行ってきたところである。

しかしながら、全市民がまつりに参加し、賑わうような事業は開催できておらず、第4期計画期間中の令和7年に迎える「新庄まつり270年」に記念事業を企画する段階から、多くの市民が参加できる行事の検討が必要である。

基本方向

ユネスコ無形文化遺産への登録は、新庄まつりが「世界の宝」として認められた証である。「市民に支えられた市民のまつり」という新庄まつりの価値を今一度醸成するため、この誇りを市民全体で共有していくことが重要である。

そのため、市民向けの新庄まつりに関する広報紙の活用や令和7年に迎える新庄まつり270年までに山車製作や行列、囃子演奏など教育現場との更なる連携を図るとともに、新庄まつり行事に多くの市民が関りをもつ機運を高め、新庄まつりの価値向上に向けた取り組みを推進していく。

基本施策

- 第4期計画の基本目標において、市民総参加^{※1}によるまつりの推進を掲げていることから、大勢の市民が積極的にまつりに関わる機運を高めていくことを目的として、宣言もしくは、条例の制定を検討する。（基本施策 将来像6-① 併記）
- 教育現場において、総合学習の中で、新庄まつりの起源や由来を学習することにより、児童生徒等の意識の高揚を図る。
- 神輿渡御行列や山車製作過程、囃子演奏等まつり行事全般に市民が関りを持つことにより、市民総参加による新庄まつりの実施に取り組む。

※1 市民総参加

神輿渡御行列や山車、囃子の若連に直接参加することだけでなく、まつりを観覧する方、まつり当日に来客をもてなす方、若連へ夫婦で参加するためにお子さんを面倒見る方、まつり行事のみではなく、まつりに関連して携わるすべての方々によって「市民総参加」が実現されることから本計画の柱としています。



5. 第4期計画の施策（5）新庄まつりの広報戦略

施策 広報戦略5-②

情報発信の強化

現状と課題

新庄まつりの公式ロゴ、公式ロゴデザインは、新庄まつりグッズに使用し、各種宣材物の統一化を図っている。加えて、日本酒のラベルに使用されるなど、その認知度も徐々に浸透してきている。

さらに、「新庄まつりの山車行事」や「日本が世界に誇る山・鉾・屋台行事」などのコピーも国の重要無形民俗文化財とユネスコ無形文化遺産登録の表示に合わせて使用し、他の祭りやイベント等との差別化と日本の伝統的なまつりの象徴としての一助となっている。

また、第3期計画中の平成28・29年度の2か年度連続して山形市へ、平成30年度には沖縄県沖縄市へ、さらに、平成29年度・令和4年度には東京都豊島区巣鴨に山車派遣を実施し、宣伝活動の充実を図ったところである。

今後もこれらの派遣事業を継続していくとともに、新庄まつりが平日開催となった場合を考慮し、対象となる観覧者をより絞り込んだの情報発信の検討も必要である。

基本方向

第4期計画期間中の多くの年で新庄まつりが平日開催となることを踏まえると、時間的、経済的に余裕を有し、日本の伝統文化や歴史などに造詣が深いと思われるシニア・シルバー層を誘客のメインターゲットとすることが適切であると考え。そのため、新庄まつりの核である25日の本まつりへの誘客を考えた場合、車で1時間圏内の温泉宿泊地との連携や仙台圏域からの日帰り観覧等を意識した広報活動を検討する。

また、山車派遣事業については、多額の経費と準備期間を要し、山車の受入れ先の協力が必要不可欠であることから、頻繁に山車を派遣することは難しい状況であるが、本物の山車と囃子を生で見て聴いて新庄まつりを体験していただくことが、最大のPRとなる。そのため、派遣経費と受け入れ先や関係団体の協力体制の構築を行い、神輿渡御行列の一部を加えた形での山車派遣の可能性を検討していく。

基本施策

- ポスターやチラシ、テレビスポットなどで使用する公式ロゴ、公式ロゴデザイン、各コピーを活用し情報発信を行うと同時に、ターゲットを絞った広告宣伝活動を実施する。
- 山車派遣事業については、山車と囃子を生で体験していただくことで最大のPRとなるが、多額の経費と準備期間を要することから受け入れ先も含め、山車派遣事業の効果的な実施について、継続して検討する。



5. 第4期計画の施策（5）新庄まつりの広報戦略

施策 広報戦略5—③

海外展開のための戦略

現状と課題

平成28年の「新庄まつりの山車行事」のユネスコ無形文化遺産登録は、新庄まつりを海外に向けて発信していく上で、非常に有用な要素となった。

本市においても東アジア諸国における誘客を図っていたが、新型コロナウイルス感染症対策により観光業界全体のマーケットが縮小し、インバウンド誘客が見込めない状況となった。

しかしながら、国においてもインバウンド誘客は最重要課題の一つと位置付けていることから、新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、今後もインバウンド対策を継続していく必要がある。

基本方向

新型コロナウイルス感染症対策における外国人観光客の入国規制が緩和されたことにより、徐々に観光業界のマーケットが回復傾向にあることから、今後、外国人観光客の誘致に向けた取り組み強化を図っていく。

受け入れ体制については、少しずつ整備されてきているものの、やはり、新型コロナウイルス感染症対策による受け入れ休止の影響で、その対応に不足する部分も見受けられるため、案内板や説明看板の多言語表記や新庄まつり公式HPの多言語化などの充実を図っていく。

基本施策

- 東アジア諸国における各種観光イベントへ近隣の観光地と連携しながら、積極的に新庄まつりの情報発信を行うと同時に、来訪時の受け入れ体制を整備する。



台湾からのツアー客



5. 第4期計画の施策（5）新庄まつりの広報戦略

施策 広報戦略5-④

新たな媒体による宣伝活動

現状と課題

宣伝活動、情報発信の強化については、その取り組みは順調に推移していると考えられるが、他自治体におけるお祭りの広報活動の取り組みも類似しているものが多いため、今後どのようにしてその差別化を図るかが課題である。

特に、目まぐるしく変化する社会情勢、中でもICT化社会を背景とした新たなマス媒体の活用については、敏感にその変化を感じ取り、いち早く活用を図ることが重要である。キャンペーン時の取り組みについては、寄贈いただいたタペストリーの大きさがほぼ山車の原寸大であり、観客に対して大きなインパクトを与えていると考えられるが、やはり山車派遣が最も効果的なPR活動である。

また、本市の観光情報をメディア等での情報発信や宣伝活動にご協力いただけるよう今村翔吾氏（直木賞作家）、山本哲也氏（元NHKアナウンサー）より、しんじょう観光大使にご就任いただいた。

基本方向

現在の取り組みを継続していくことを基本とする。屋外広告については、デジタルサイネージやラッピングトラックなど、誘客ターゲットにより焦点を当てた媒体の活用を再構築する。

キャンペーン時の演出については、効果的な方法の検討をさらに重ねるとともに、山車派遣による広報・宣伝活動の可能性を検討する。

しんじょう観光大使に就任いただいた今村翔吾氏、山本哲也氏に新庄まつりの情報発信を行っていただけるよう情報共有を行っていく。

基本施策

- 屋外広告媒体、SNSの活用、宣伝効果の高い新庄まつりグッズ等の販売に注力する。また、キャンペーンについては、離子に山車（映像・本物）の演出を加えるようなまつり全体を伝える手段について検討する。
- 今村翔吾氏（直木賞作家）、山本哲也氏（元NHKアナウンサー）の観光大使の活動の場やメディア出演時に新庄まつりの情報発信をしていただく。





5. 第4期計画の施策（6）新庄まつりの将来像

施策 将来像6—①

市民がつくりあげる日本一の山車まつり

現状と課題

ユネスコ無形文化遺産登録を前面に打ち出した広報宣伝や事業の展開など、今後もこのような取り組みを継続していくことが重要であるとともに、まつり関係者のみならず、市民一人一人がまつり行事に関りを持つことで「市民総参加で新庄まつりを作り上げていく。」という雰囲気醸成に努める必要がある。

一方で、神輿の担ぎ手や鉄砲組の子ども、山車の作り手である若連や曳き手となる小若、囃子若連などまつりの担い手となる人たちの確保が大きな課題となっている。人口減少や少子高齢化といった全国的な流れは、地域社会をも変化させ、まつりの運営にまで影響を及ぼしてきている。

基本方向

広報・宣伝活動を推進するとともに、「市民総参加で作り上げる新庄まつり」という原点に立ち返って新庄まつりの価値を高めていく。

そのため、新庄まつり委員会を発展的に解消して設立された新庄まつり実行委員会を中心とした体制を一層強化し、ユネスコ無形文化遺産にふさわしいまつりの構築と継承を図っていく。

基本施策

- 第4期計画の基本目標においては、市民総参加によるまつりの推進を掲げていることから、大勢の市民が積極的にまつりに関わる機運を高めていくことを目的として、宣言もしくは、条例の制定を検討する。（基本施策 広報戦略5—① 併記）
- 市民総参加でつくりあげる、日本を代表する山車まつりとして全国的な知名度を得るため、類似祭りとの違いを明確にして、広報・宣伝活動の拡充に取り組む。
- 第4期計画期間中に「新庄開府400年」、「新庄まつり270年」を迎え、伝統あるまつりであることを強調し、まつり記念事業等に多くの市民が関りを持つことで、新庄まつりの価値を高める。



施策 将来像6-②

まちづくりと新庄まつり

現状と課題

山車若連や囃子若連の活動は、地域内での世代間交流は勿論のこと、地域間の交流も促進し、地域コミュニティに好影響を与え、新庄市のまちづくりにおいて重要な役割を果たしている。

しかしながら、まだ各団体の活動には、新たに外部から参加しづらい雰囲気を感じられ、新しい人材がいかに参加しやすいような雰囲気を作ることができるかといった課題がある。

今後、人口減少社会が深刻化し、各若連での人手の確保が難しくなることが予想される状況において、各若連の活動をどのようにして維持していくのか検討する必要がある。

また、新庄まつりと都市開発・整備の関わりについては、街路、道路等の基本的な環境整備において、神輿渡御行列の巡行や山車運行を考慮した場合、配慮すべき点も見受けられる。既に道路案内標識は回転式へと改善されたものの、道路の拡幅や新たな観覧場所の整備などが未着手となっており、今後は、新庄まつりとまちづくりの関係性をどう見いだしていくのが課題である。

基本方向

地域コミュニティの活性化については、各町内・地域において各若連の活動を支援する体制整備と各若連の存続・継承のため世代間の交流活性化の支援策を検討する。

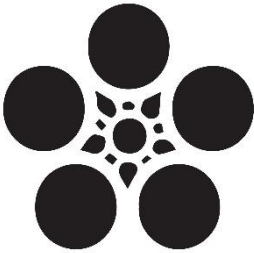
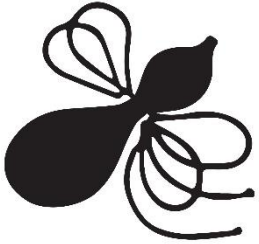
また、街路の整備拡充に関しては、早急な対応が困難な状況にある。そのため、現状の観覧スペースの更なる効率化を検討する。なお、まちづくりへの新庄まつりの関わり方とその手法については、今後の都市基盤の整備に関連するだけでなく、市全体のまちづくりに直結するものであるため、慎重にその方向性を検討していく。

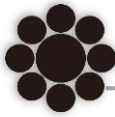
基本施策

- 「新庄まつり」を起点とした地域コミュニティの活性化に取り組む。
- 新たな観覧場所として活用できる空き地や道路整備等について慎重に検討する。



資料編

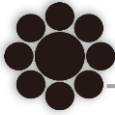
			
			
			
			
			



新庄まつり百年の大計・第3期計画(H25-R4)の施策と進捗状況

『新庄まつり百年の大計・第3期計画』(H25-R4)の施策と進捗状況

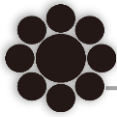
「大計」計画事項	基本方向	基本施策	取組度・達成度	進捗状況(方向性)
(1) 新庄まつりの運営	① 新庄まつりの期日	新庄まつりは、天満神社の祭礼を起源としており、そのことと特式ある伝統行事としての根拠になっている。よって、三神社(戸沢神社、天満神社、護国神社)の例大祭日(8月24日＝戸沢神社例大祭/25日＝天満神社例大祭/26日＝護国神社例大祭)を包括し「新庄まつりの期日」として、今後、より多くの市民が運営・祭りに参加できるように「金、土、日曜日」の開催も言めて検討をしていくこととする。	●新庄まつりの開催期日について、「金、土、日曜日」の週末開催についても、その可能性について速やかに調査・検討を行う。 90%	新庄まつり実行委員会において、週末開催の是非について協議・検討を行い、部会内での協議結果としては、従来どおり、開催期日を固定しての開催とするのが極めて当然との結論に達した。
	② 主催及び運営組織体制	まつり関係団体が「新庄まつりは、自分たちの祭りである」ことを再認識し、現在進めている各実行団体・事務局の協議の場の拡充と、各団体内部の協議の構築に取り組みすることとする。	●権限と責務の所在を明確にした、より実効的な祭り運営組織と執行体制を確立するため、「新庄まつり実行委員会(仮称)」の設立に取り組み。 100%	平成27年4月に権限と責務の所在を明確にした「継続的な祭り運営組織と執行体制を確立するため、「新庄まつり実行委員会」を設立した。
	③ 運営事業費	各町内若連や関係団体等が負担すべき経費を再確認し、その結果としてなお不足する経費については、企業からの協賛を受け入れなども視野に入れた新たな財源確保と市負担金の見直しの方策を検討していくこととする。	●新たな財源確保と市負担金の見直しの方策を見いだすため、早急に調査検討作業に取り組み。 70%	平成27年度には「新庄まつり実行委員会」に対して「新庄まつり山車行事」についての措置を行った。また、「新庄まつり山車」や「新庄市教育委員会との共催による「新庄まつり山車」の開催を目的とした「新庄まつり山車行事」の企画・運営を支援した。なお、ユネスコ登録後の活動に目立って動いたこと、新庄まつり山車行事保存会の活動の充実も継続して取り組む。
	④ 観覧客等への対応	より多くの人が、より多くの場所で、より快適に楽しむことのできる環境整備が必要。	●新たな観覧場所の設置に向けた調査検討作業に取り組み。 80%	平成29年度から24日宵まつりの山車行列のコースを一部変更し、駅前ロータリー付近を新たな観覧場所として確保した。しかしながら、現状の出入を考えると、さらに、アビエス有料、無料観覧席の配置検討等、山車行列の運行経路を精査しつつ新たな観覧場所の検討が必要。
(2) 新庄まつりの行事	① まつり行事	格式ある伝統行事の遵守を基本に、祭り期間全体を通しての開催を固めることを目標として、特に後まつり日における各種奉納行事のあり方や新たな催事の創設を検討していくこととする。	●祭りの行事として小笠原藩子藩委大会・街中獅子踊・飾り山車の披露の継続に取り組み。 90%	26日の「飾り山車」との一体的行事として、まちなか唐子踊は、後まつりの行事に定着化しつつある。 ●手拭式も実施し、継続化は今後も期待できる。また、福團祭と燈籠祭も開催される。なお、例大祭や奉納行事については、観覧客を増やすための取り組む必要がある。
	② 神皇護国行列の巡行と山車行列の運行	新庄まつりの更なる盛衰を固めるため、25日のおまつりにしても可能な限り「夜型化」に対応し得る条件整備を検討・試していくこととする。	●新たな観覧場所の確保に向け、近隣の温泉地や陸奥の観光地等との広域連携に取り組み。 90%	24日の宿泊場所については、最上郡内及び近隣の宿泊施設を案内している。
	③ トイレの増設	●公衆トイレの増設やゴミ処理及び駐車場や観覧場所等の案内表示の充実に取り組み。 90%	●新たな観覧場所の確保と市負担金の見直しの方策を見いだすため、早急に調査検討作業に取り組み。 90%	トイレの増設、駐車場及び観覧場所の案内表示に取り組んでいる。
	④ 観覧客等への対応	より多くの人が、より多くの場所で、より快適に楽しむことのできる環境整備が必要。	●新たな観覧場所の設置に向けた調査検討作業に取り組み。 80%	平成29年度から24日宵まつりの山車行列のコースを一部変更し、駅前ロータリー付近を新たな観覧場所として確保した。しかしながら、現状の出入を考えると、さらに、アビエス有料、無料観覧席の配置検討等、山車行列の運行経路を精査しつつ新たな観覧場所の検討が必要。



資料編

新庄まつり百年の大計・第3期計画(H25-R4)の施策と進捗状況

「大計」計画事項	基本方向	基本施策	取組度・達成度	進捗状況(方向性)
	<p>神輿・神輿渡御行列については、当該行列成新庄まつり行列の中核であること、空回しや攻張り等の熟練の技に加え隊列全体の円滑な感度ある立ち居振る舞いを誇りとして参加できる条件整備に取り組むこととする。</p>	<p>●神輿渡御行列については、価値を高めるための広報活動を充実させるとともに、空回しや攻張り等、修練を要する技の保存・伝承を目的とした講習会を定期的開催し、後継者の育成に努める。</p>	90%	<p>80%</p> <p>神輿渡御行列に参加する役割(地区)ごとに小頭を配置し、各役割の人手の確保を行うことで、当該地区内は勿論のこと、市内外への広報活動につなげられている。また、空回しや攻張りなどの講習会も各地区の小頭を中心に行われているとともに、各団体の講習会も実施している。必要に応じて時期に応じた講習の実施を展開している。2・4日の宵まつりから25日の本まつりへ誘客するための広報活動をまつり実行委員会と連携し推進する。</p>
①後継者の育成	<p>山車/山車製作技術の継承については、町内若連への加入者対策を基本に、山車製作にもなる基本的手法や各町内独自の伝統的手法を包括して伝承できる体制整備に取り組むこととする。</p>	<p>●山車製作技術の継承については、担い手となる若連・小若の確保対策を強化しながら、他地域からの作り手の受け入れ体制についても検討する。また、基本的手法の伝承と新たな手法の研究開発のほか、歌舞伎を基本とした山車製作の研修会などを山車連盟の年間事業に組み入れ実施していく。</p>	90%	<p>70%</p> <p>若連の加入対策は、各町内において積極的に取り組みを進めているが、各団体が委ねられている部分が大きく加入者層にはなっていない。</p> <p>技術研究、歌舞伎等若連は各町内若連で実施、これらの先進事例の視察は連盟主催にて実施しているが、年間事業とした計画的な山車製作の研修会等は実施できていない。</p>
(3)伝統行事としての新庄まつり	<p>囃子/祭囃子の継承については、太鼓、小太鼓、笛、鉦に三味線を加えた伝統的な楽器構成の確立を基本とし、新庄まつり囃子特有の音色の保存と地域や学校教育での活動機会を推進など伝承体制の整備に取り組むこととする。</p>	<p>●まつり囃子の継承については、伝統的な楽器構成による音色の保存継承を優先させた演奏会を、囃子連盟の年間行事に組み入れて実施していく。また、教育現場との連携を図る。</p>	90%	<p>80%</p> <p>全町内参加の囃子合同演奏会を開催し、囃子演奏を披露する機会を充実させることにも、小若連囃子演奏会を実施し、後継者育成に努めている。</p> <p>教育現場との連携に関しては、必要に応じて山車若連の参加も得ること、囃子若連が各学区の地域性に柔軟に対応し、地域の歴史文化の生きた教材として、総合学習・地域学習での取り組みが行われている。</p>
③まつり装束の整備	<p>鹿子踊/萩野・仁田山鹿子踊については、互いの特徴を遵守した地域ぐるみの保存・継承対策の充実を基本に、より多くの層の踊り手の確保に取り組むとともに、披露の場を拡大により周知活動を実施することとする。</p>	<p>●萩野・仁田山鹿子踊については、演舞技術の向上と踊り手の確保のため、保存・継承対策を強化する。</p>	90%	<p>90%</p> <p>萩野・仁田山鹿子踊については、一時中断していた教育現場との連携による総合学習での取り組みを平成26年度から再開し、演舞指導を通じて地域の子供達への伝統文化の継承と後継者育成を図っている。</p>
④新庄まつりの基盤整備	<p>新庄まつりの基盤を高め、視覚的な面からも新庄まつり独自のスタイルを確立するため、各町内若連の独自性を尊重した「まつり装束の整備」に取り組むこととする。</p>	<p>●町内単位の「祭り装束の整備」を推進し、統一装束での運行に取り組む。</p>	90%	<p>70%</p> <p>山車若連や囃子若連の法被については、整備はほぼ完了したものと考える。しかしながら、頭、下半身、足元などの法被以外の部分の取り組みについては、各町内において統一化が進んでいない状況となっている。</p> <p>全体的な達成率は高いものの、各若連に任せられており、経費的な課題もあることから法被以外の統一には難しい。</p>
①補助制度等の拡充及び新設	<p>新庄まつりの基盤を充実させる目的とした諸施策を効果的に推進していくため、既存の補助制度を含む支援策の整備充実に取り組むこととする。</p>	<p>●山車若連、囃子若連単位の「祭り装束の整備」を推進し、統一装束での運行することを目指す。</p>	70%	<p>70%</p> <p>単手の介装役を除き、既に各若連単位の統一はある程度達成、若連合併時の法被製作に係る補助支援を制度化。また、自治総合センターの助成事業についての手続等に関する支援を今後も継続する。</p>
②山車製作用備品格納庫の整備	<p>山車製作工程や製作技術等を保存伝承していくため、支援策の充実を含め、山車製作用備品格納庫の整備を推進することとする。</p>	<p>●後継者育成を目的とした各種事業「囃子講習会、山車製作技術講習会、歌舞伎鑑賞会、類似祭り研修会等」等に対する支援策の創設に取り組む。</p>	40%	<p>20%</p> <p>後継者育成のための研修会等は、各団体において実施しているが、単策のため効果は限定的。今後、山車行事保存会を中心に各団体が連携し、継続的な技術継承の支援策の検討が必要。</p>
	<p>山車製作工程や製作技術等を保存伝承していくため、支援策の充実を含め、山車製作用備品格納庫の整備を推進することとする。</p>	<p>●手作りの山車飾り製作に対する支援策の整備に取り組む。</p>	90%	<p>50%</p> <p>この事項は実行委員会から町内若連への全体支援(交付金)に含めて考えられているものと認識しているが、市内で1か所のみとなった山車飾り製作事業者への直接支援は実施していない。</p>
	<p>山車製作工程や製作技術等を保存伝承していくため、支援策の充実を含め、山車製作用備品格納庫の整備を推進することとする。</p>	<p>●市有施設の利用も含めた山車製作用備品格納庫の整備に取り組む。</p>	50%	<p>30%</p> <p>各若連に対する支援は補助範囲内で支援しているが、市有施設の活用については現段階では取り組んでいない。</p>



資料編

新庄まつり百年の大計・第3期計画(H25-R4)の施策と進捗状況

「大計」計画事項	基本方向	基本施策	取組度：達成度	進捗状況（方向性）	
(5) 新庄まつりの 広報戦略	平成21年3月に国重要無形民俗文化財の指定を受け、名刺とも市に誇りとなった。引き続き、祭りと市民との関わりをより緊密にするための具体的な手法に取り組むこととする。	①価値観の向上 ②情報発信の強化	90%	新庄まつりホームページへのまつりの起源や由来の掲載、ユネスコ無形文化遺産候補となった際のクリアファイルの全戸配布、市民を対象としたユネスコ登録展覧会、シンポジウムの開催、新庄まつりの漫画家によるユネスコ登録を記念した市報の表紙イラストリーナーなどの実施、さらには、平成28年にユネスコ無形文化遺産に登録されたことにより、市民意識の高揚が図られた。	
	③新たな媒体による 宣伝活動	①屋外広告媒体の活用、SNS（ソーシャルネットワークローギングサービス）の活用、キャラクターやグッズ等の開発について検討する。また、キャンペーンについては、親子に山車（映像、本物）の演出を加えるような祭り全体を伝える手段について検討する。	80%	屋外看板については、ラッピングトラックを主として活用している。SNSについては、新庄まつりホームページ、フェイスブック、ツイッター等を活用している。キャンペーンについては、東嶺山車流進事業等を行い本物のまつりの演出を行っている。	
	④海外展開のための 戦略	外国人観光客の誘致に向けた取り組みを強化する。	①東アジア諸国における各種観光博への出展や、近隣の観光地との連携により情報発信を強化する。同時に、来訪時の受け入れ態勢を整備する。	70%	外国人観光客については、ITF2012（台北国際旅行博）への親子派遣を皮切りに、台湾での東北感謝祭へ毎年出展し、新庄まつりのPRに努めているとともに、英語、台湾語に対応した新庄市の観光情報サイト「Experience Shinjo」を開発した。さらに、東上地域観光協議会によるインバウンドを対象とした「新庄まつり」核にした観光周遊ルート」の開発など、新庄まつりと周辺地域の観光資源を結びつけ、インバウンドに対する新庄・東上地域全体の底上げを図った。また、ガイドの配置など外国人の受け入れ体制整備にも取り組んだ。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴ってインバウンドの入国が制限されたため、近年の対応は苦しい状況である。
	①市民がつくりあげる 日本一の山車祭り	国重要無形民俗文化財の指定を受けた理由として「東北地方の日本海側に伝承される山・鉾・屋台を伴う祭りの典型として全国の祭りの変遷を知るうえで重要な価値がある」とされている。引き続き、日本を代表する祭りとしてPR活動に取り組み、本市における祭り観光の要として誘客拡大100万人を目指す。	②市民がつくりあげる、日本を代表する山車祭りとして全国的な知名度を得るため、類似祭りとの違いを明確にし、広報・宣伝活動の強化に取り組む。	80%	平成28年のユネスコ無形文化遺産の登録は、国内は勿論のこと、海外からも注目を浴び、日本を代表する山車祭りとしての地位を確立果となった。これらに前向きに打ち出した広報宣伝活動や記念事業を実施し、他の祭りとの差別化を図った。しかしながら、新型コロナウイルスの拡大によるまつりの中止や規模を縮小しての開催により、近年は積極的な広報・宣伝活動が行えていない。
(6) 新庄まつりの 将来像	②まちづくりと新庄 まつり	①伝統ある祭りであることを強調し、市民や祭り関係者の価値観を高める。 ②新庄まつりを起点とした地域コミュニティの活性化に取り組む。	50%	ユネスコ無形文化遺産登録は、260年余りに渡り受け継がれてきた新庄まつりの伝統文化が非常に価値あるものとして認められたものであり、市民やまつり関係者の意識向上に大きく貢献した。しかしながら、新型コロナウイルスによるまつりに中止や規模を縮小しての開催により、まつりへの市民の価値観が希薄化した。	
	③新たな観覧場所として活用 できる街路の整備拡充に 取り組む。	①新たな観覧場所として活用できる街路の整備拡充に取り組む。	30%	各町内・地域のシンボルとなっている山車牽引や親子牽引の存在自体が、地域コミュニティを維持・発展させる原動力となっているが、更なる活性化への取り組みは進んでいない。 観覧遊地化のための街路整備・拡充には至っていない。車道経路における道路等の整備については今後慎重に検討する。	



資料編

新庄まつり実行委員会内 新庄まつり百年の大計・第4期計画 策定委員会・幹事会

【策定委員会】

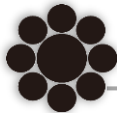
(敬称略)

No.	役職名	氏名	実行委員会役職名	所属団体・役職	備考
1	委員長	武田 一夫	副会長	新庄観光協会会長	
2	委員	矢口 正義	副会長	神興渡御行列実行委員会会長	
3	委員	横山 哲哉	副会長	新庄山車連盟会長	
4	委員	齋藤 哲也	副会長	新庄囃子連盟会長	
5	委員	大山 崇	委員	萩野鹿子踊保存会代表	幹事兼務
6	委員	星川 崇	委員	仁田山鹿子踊保存会代表	幹事兼務
7	委員	深田 裕一	委員	新庄市商店会連合会	
8	委員	小関 紀夫	委員	新庄市商工観光課長	副委員長
9	監事	伊藤 洋一	委員	新庄商工会議所専務理事 令和4年10月31日まで	
10	監事	佐藤 亜希子	委員	新庄商工会議所専務理事兼事務局長 令和4年11月1日から	幹事兼務

【幹事会】

(敬称略)

No.	役職名	氏名	実行委員会役職名	所属団体・役職	備考
1	幹事長	甲州 則雄	まつり行事部会部会長	神興渡御行列実行委員会責任役員	
2	幹事	坂本 孝一郎	まつり振興部会部員	神興渡御行列実行委員会事務局長	
3	幹事	後藤 雅之	まつり振興部会副部会長	新庄山車連盟副会長	
4	幹事	長沼 建	まつり行事部会部員	新庄山車連盟副会長	
5	幹事	高山 徹	まつり行事部会部員	新庄囃子連盟常任理事	
6	幹事	渡邊 弘行	まつり振興部会部会長	新庄囃子連盟副会長	
7	幹事	大山 崇	まつり行事部会部員	萩野鹿子踊保存会代表	策定委員兼務
8	幹事	星川 崇	まつり行事部会副部会長	仁田山鹿子踊保存会代表	策定委員兼務
9	幹事	佐藤 亜希子	実行委員会事務局長	新庄商工会議所専務理事兼事務局長	事務局兼務
10	幹事	高橋 圭一	実行委員会事務局次長	新庄観光協会事務局長	事務局兼務
11	幹事	井上 勝人	実行委員会事務局次長	新庄市商工観光課観光交流室長	事務局兼務



新庄まつり百年の大計・第4期計画策定経過

年／月／日	概 要
4 / 5 / 20	新庄まつり百年の大計・第4期計画策定業務に係る委託契約を締結 ●新庄市と新庄まつり実行委員会の間で「新庄まつり百年の大計・第4期計画策定業務委託契約書」を締結
4 / 7 / 22	第1回 策定委員会・幹事会合同会議を開催 委員長に新庄観光協会会長 武田一夫氏を選出 幹事長に神輿渡御行列実行委員会 責任役員 甲州則雄氏を選出 ●第3期計画の概要及び進捗状況報告について ●第4期計画重点課題について ●第4期計画策定スケジュールについて
4 / 9 / 9	第2回 幹事会開催 ●新庄まつり百年の大計・第4期計画（素案）の検討について ●第4期計画（素案）に対する幹事会の意見調整
4 / 9 / 29	第2回 策定委員会開催 ●新庄まつり百年の大計・第4期計画（素案）の検討について ●第2回幹事会の意見報告、協議内容の検討
4 / 10 / 7	第3回 幹事会開催 ●第2回幹事会、第2回策定委員会で協議された内容を報告 ●第4回幹事会、第3回策定委員会へ報告する（素案）意見調整
4 / 11 / 11	第3回 策定委員会 （新庄市へ提案する第4期計画（素案）中間報告の決定）
4 / 11 / 22	市議会 産業厚生常任委員協議会へ中間報告
4 / 12 / 14	第4回 幹事会開催（新庄まつり百年の大計・第4期計画（案）の確定）
4 / 12 / 16	第4回 策定委員会開催（新庄まつり百年の大計・第4期計画の決定）
4 / 12 / 20	「新庄まつり百年の大計・第4期計画」を新庄市へ提出
5 / 1 / 26	市議会 産業厚生委員協議会 全員協議会へ報告
5 / 2 / 1	パブリックコメントの実施
5 / 3 / 3	市議会へ報告



資料編（関連団体規約等）

新庄まつり実行委員会規約

（目的）

第1条 本会は、国重要無形民俗文化財である新庄まつり行列の伝統保持に努めつつ、祭り事業全般について適切な運営と調整を行うことで、祭典の振興と新庄市の発展に資することを目的とする。

（名称及び事務所）

第2条 本会は、新庄まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称し事務所を会長所属の団体に置く。

（事業）

第3条 実行委員会は、第1条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- （1）新庄まつり「神輿渡御行列、山車行列」の運行に関する事
- （2）新庄まつり観光客誘致についての啓蒙宣伝に関する事
- （3）客席の設営及び管理、監督に関する事
- （4）新庄まつり円滑運営のための連絡調整に関する事
- （5）新庄まつり功労者表彰に関する事
- （6）新庄まつりの協賛事業に関する事
- （7）その他実行委員会の目的達成に必要な事業

（組織）

第4条 実行委員会は、次の団体の長または団体の長の推薦を受け、会長が委嘱した者を実行委員として組織する。

- （1）神輿渡御行列実行委員会
- （2）新庄山車連盟
- （3）新庄囃子連盟
- （4）萩野鹿子踊保存会
- （5）仁田山鹿子踊保存会
- （6）新庄まつり山車行事保存会
- （7）新庄市議会
- （8）新庄市区長協議会
- （9）新庄まつり奉賛会
- （10）新庄市商店会連合会
- （11）最上地区お祭り商業協議会
- （12）最上広域市町村圏事務組合消防本部
- （13）一般社団法人 山形県旅行業協会
- （14）東日本旅客鉄道株式会社 新庄駅



新庄まつり実行委員会規約

- (15) 一般社団法人 山形県バス協会
- (16) 山形県ハイヤー協会
- (17) 東北電力株式会社 新庄営業所
- (18) 新庄市
- (19) 新庄商工会議所
- (20) 新庄観光協会

2 実行委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（役員）

第5条 実行委員会に次の役員を置き、実行委員の互選により選任する。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 4 名
- (3) 監 事 2 名

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

（名誉会長及び顧問）

第6条 会長が、実行委員会の承認を得て、実行委員会に名誉会長と顧問を置くことができる。

（役員職務）

第7条 会長は、実行委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監事は実行委員会の経理及び事業の状況を監査する。

（会議）

第8条 実行委員会の会議は年2回以上開催し、会長が招集しその議長となる。

- 2 実行委員会の会議は、2分の1以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数を以て決する。
- 3 会長は、次条に定める専門部会の長に会議の出席を求め、会務の状況を報告させるものとする。
- 4 会長は、必要に応じてその他関係者の会議への出席を求めることができる。

（専門部会）

第9条 実行委員会に、実行委員会に提案する事項を審議し、実行委員会の決定事項を執行するため専門部会を置く。

（経費及び会計年度）

第10条 実行委員会の経費は、新庄市負担金及びその他の収入を以って充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。



新庄まつり実行委員会規約

（事務局）

第11条 実行委員会の事務、会計を処理するため、実行委員会に新庄市、新庄商工会議所、新庄観光協会で組織する事務局を置く。

（その他）

第12条 本規約に定めのない事項については、実行委員会で協議のうえ処理する。

附 則

1 この規約は、平成27年4月16日より施行する。



新庄まつり実行委員会専門部会設置要領

（設置）

第1条 新庄まつり実行委員会規約第9条の規定に基づき、新庄まつり実行委員会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 専門部会は、次のとおりとする。

- （1）まつり振興部会
- （2）まつり運営部会
- （3）まつり行事部会

（構成）

第3条 専門部会は、次の団体の長の推薦を受け、会長が委嘱した者を部員として組織する。

- （1）まつり振興部会
 - ・神輿渡御行列実行委員会
 - ・新庄山車連盟
 - ・新庄囃子連盟
- （2）まつり運営部会
 - ・神輿渡御行列実行委員会
 - ・新庄山車連盟
 - ・新庄囃子連盟
 - ・新庄市商店会連合会
- （3）まつり行事部会
 - ・神輿渡御行列実行委員会
 - ・新庄山車連盟
 - ・新庄囃子連盟
 - ・萩野鹿子踊保存会
 - ・仁田山鹿子踊保存会
 - ・新庄まつり奉賛会

2 部員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（役員）

第4条 専門部会に次の役員を置き、部員の互選により選任する。

- （1）部会長 1名
- （2）副部会長 1名

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。



資料編（関連団体規約等）

新庄まつり実行委員会専門部会設置要領

（役員の職務）

第5条 部会長は、専門部会を代表し会務を総理する。

- 2 部会長は、専門部会の会務の状況を実行委員会に報告しなければならない。
- 3 部会長は、実行委員会に出席して当該専門部会に関する事項について意見を述べることができる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行し、部会長が欠員のときはその職務を行う。

（会議）

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ部会長が招集しその議長となる。

- 2 部会長は、必要に応じて会議に新庄まつり関係者等の出席を求めることができる。
- 3 専門部会は、必要に応じて他の専門部会と合同の会議をすることができる。

（業務）

第7条 専門部会の業務は、次の項目を専門的に協議又は調整するものとする。

（1）まつり振興部会

- ・組織体制、運営事業費に関すること。
- ・補助制度、基盤整備に関すること。
- ・情報発信、広報宣伝、観光誘客に関すること。
- ・「新庄まつり百年の大計」計画管理に関すること。

（2）まつり運営部会

- ・神輿渡御行列、山車運行に関すること。
- ・まつり観覧席設置に関すること。
- ・交通整理、雑踏警備、道路使用に関すること。
- ・露天商に関すること。
- ・ごみ、トイレ対策や街路樹剪定、環境美化に関すること。

（3）まつり行事部会

- ・まつり期日、行事内容、行列運行に関すること。
- ・鹿子踊等、各種奉納行事に関すること。
- ・後継者育成、祭り装束整備に関すること。

（庶務）

第8条 専門部会の庶務は、新庄まつり実行委員会規約第11条に規定する事務局において処理する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月16日より施行する。



新庄まつり奉賛会規約

- 第1条** この会は新庄まつり奉賛会（以下「本会」という。）と称し事務局を戸澤神社社務所内に置く。
- 第2条** 本会は新庄市に在住するもの及び新庄市にゆかりある他管内在住者を会員として本会の規約の定めるところにより最上公園内、戸澤、天満、護国三神社の祭祀の運営並びに、これに附帯する事業に奉賛することを目的とする。
- 第3条** 本会に次の役員を置く。
会 長 … 1 名（区長協議会々長）
副会長 … 1 名（氏子総代会々長）
理 事 … 若干名（区長協議会副会長、氏子代表、学識経験者）
監 事 … 2 名
- 第4条** 役員は会長が委嘱する。その任期は2ヶ年とし但し再任を妨げない。
補欠役員の任期は残任期間とする。
- 第5条** 会長は会を代表し、その事務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
理事は重要事案を企画立案審議決定する。
監事は会計を監査する。
事務局長は会長が任免し本会の事務を処理する。
- 第6条** 本会の事業計画、予算、決算は理事会で議決確定し、区長協議会に報告する。
- 第7条** 会員は次の通りとする。
1. 新庄市在住者は普通会员とする。
2. 新庄市にゆかりある他管内在住者及び市内在住の有志を特別会員とする。
- 第8条** 本会の運営は会費、寄付金及びその他の収入によって行う。
- 第9条** 本会に次の簿冊を備える。
1. 規約簿 2. 役員名簿 3. 往復文書綴 4. 予算決算書綴
5. 出納簿 6. 出納諸証書綴 7. その他
- 第10条** 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 附 則 この規約は昭和52年4月18日より施行する。
附 則 この規約は平成 4年4月24日より施行する。
附 則 この規約は平成 5年4月26日より施行する。
附 則 この規約は平成13年5月11日より施行する。
附 則 この規約は平成21年5月23日より施行する。
附 則 この規約は平成22年5月12日より施行する。
附 則 この規約は平成24年5月17日より施行する。



新庄まつり山車行事保存会規約

（名称）

第1条 本会は、新庄まつり山車行事保存会と称する。

（目的）

第2条 本会は、新庄まつりの山車行事の保存と伝承を図ることにより、地域の伝統文化の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 新庄まつり山車行事の保存と伝承に関すること。
- （2） 新庄まつり山車行事に関する調査研究及び資料収集。
- （3） そのほか、本会の目的達成に必要な事業。

（会員）

第4条 本会は、新庄山車連盟など新庄まつり山車行事の保存と伝承に熱意を持ち、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

（事務局）

第5条 本会の事務局を新庄市教育委員会社会教育課内に置き、事務局は本会の会務及び庶務を処理する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会 長 1名
- （2） 副会長 3名
- （3） 理 事 5名
- （4） 監 事 2名

2 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会に出席し、意見を述べることができる。

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- （1） 会長は本会を代表し、会務を処理する。
- （2） 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- （3） 理事は、本会の会務及び事業立案及び実行にあたる。
- （4） 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第9条 役員は、総会において選出する。

2 顧問は、総会の推挙により会長が委嘱する。



新庄まつり山車行事保存会規約

（会議）

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。
- 3 会長は、必要に応じて総会及び役員会を招集し、議長となる。

（会計年度）

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

（規約の改正）

第12条 本規約は、総会において改正することができる。

（その他）

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会において別に定める。

附 則 この規約は、平成20年9月25日から施行する。

- 2 最初の役員任期については、この規約の規定にかかわらず、設立の日から平成22年3月31日までとする。



新庄山車連盟規約

第1章 総則

（名称）

第1条 本団体の名称は、新庄山車連盟（以下「連盟」という。）とする。

（目的）

第2条 この団体は、ユネスコ無形文化遺産登録新庄まつりの山車行事及び国重要無形民俗文化財新庄まつりにおいて、山車を保有する町内としての規律と自覚を持ち、天満宮例大祭の神事に重きを置き、山車製作の伝統を守りこれを継承することで山車を後世に伝承し発展させること、並びに、山車運行に際して安全に遂行できるよう配慮する。また、山車を保有する各町若連は、すべて連盟に加入し、加入する各町内若連及び関係者の親睦を図ることを目的とする。

（事業の種類）

第3条 この団体は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）連盟の運営事業
- （2）山車製作に関する事業
- （3）山車巡行に関する事業
- （4）山車展示に関する事業
- （5）山車派遣に関する事業
- （6）山車の普及啓発事業
- （7）山車の伝承事業
- （8）会員相互の親睦、交流事業
- （9）新庄まつり実行委員会への参加、情報収集及び情報提起事業
- （10）その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

（会員）

第4条 この団体の会員は、各町内若連とする。

（会費）

第5条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（拠出金の不返還）

第6条 既に納入した会費、及びその他の拠出金品は、返還しない。



新庄山車連盟規約

第3章 役員

（種別及び定数）

第7条 この団体に次の役員を置く。

- （1）常任理事 25名以内
- （2）理事 20名以内（会員各町内若連1名）
- （3）監事 2名

2 常任理事の内、1名を会長、若干名を副会長（うち1名を事務局長）とする。

（選任等）

第8条 会長は、前任会長が選任し常任理事会で決定する。

- 2 副会長、事務局長、監事は、会長が選任し、理事会で報告する。
- 3 常任理事は、会員各町内若連から1名選出することができ、会長が選任し、理事会で報告する。
- 4 理事は若連代表が決定する。
- 5 役員は、若連代表を兼務できない。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。
- 6 常任理事は、別に定める団体の役員と兼務できない。

（職務）

第9条 会長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、1名がその職務を代行する。
- 3 事務局長は、事務全般を総括するが、主に収入支出に関わる会計業務を行う。
- 4 常任理事は、常任理事会を構成し、この規約の定め及び常任理事会、理事会または総会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会または総会の議決に基づき、この団体の業務を執行するために、選出町内に議事を報告、必要に応じて町内の意見を集約する。
- 6 監事は、この団体の財産の状況を監査する。

（任期）

第10条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

第4章 会議

（会議）

第11条 この団体の会議は、総会、理事会及び常任理事会の3種とする。

1. 総会

（総会の構成）



新庄山車連盟規約

第12条 総会は、会員をもって構成する。但し、出席者は、役員並びに各町内若連代表とする。

（総会の権能）

第13条 総会は、以下の事項について議決する。

- （1）規約の変更
- （2）事業計画及び収支予算
- （3）事業報告及び収支決算

2 総会は、以下の議決の伴わない事項について報告する。

- （1）役員への報告
- （2）当該年度若連代表の報告
- （3）この規約に別に定める事項の変更報告

（総会の開催）

第14条 総会は、年1回開催する。

（総会の招集）

第15条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を通知する。

（総会の議長）

第16条 総会の議長は、副会長がこれにあたる。

2. 理事会

（理事会の構成）

第17条 理事会は、理事及び常任理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第18条 理事会は、この規約に別に定める事項のほか、以下の事項を議決する。

- （1）別に定める細則の変更
- （2）総会に付議すべき事項
- （3）総会の議決した事項の執行に関する事項
- （4）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

2 理事会は、以下の議決の伴わない事項について報告する。

- （1）常任理事会の報告
- （2）副会長、事務局長、監事の報告
- （3）その他理事会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第19条 理事会は、会長が必要と認めるときに開催する。



新庄山車連盟規約

（理事会の招集）

第20条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を通知する。

（理事会の議長）

第21条 理事会の議長は、副会長がこれにあたる。

2. 常任理事会

（常任理事会の構成）

第22条 常任理事会は、常任理事をもって構成する。

（常任理事会の権能）

第23条 常任理事会は、この規約に別に定める事項のほか、以下の事項を議決する。

- （1）規約、別に定める細則の改定（案）
- （2）理事会に付議すべき事項
- （3）理事会の議決した事項の執行に関する事項
- （4）その他理事会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- （5）新庄まつり実行委員会の審議事項
- （6）会長の決定

2 常任理事会は、以下の議決の伴わない事項について報告する。

- （1）新庄まつり実行委員会の報告事項
- （2）市、県及び他団体等との折衝報告

（常任理事会の開催）

第24条 常任理事会は、会長が必要と認めるときに開催する。

（常任理事会の招集）

第25条 常任理事会は、会長が招集する。

（常任理事会の議長）

第26条 常任理事会は、会長がこれにあたる。

第5章 会 計

（事業年度）

第27条 この団体の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

（事業計画及び予算）

第28条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度に会長が作成し、総会の議決を経なければならない。



新庄山車連盟規約

（予備費及び特別予備費）

第29条 予備超過または、予算外の支出に充てるため、予算内に予備費、予算外に別に定める特別予備費を設けることができる。

2 特別予備費の使途は、常任理事会で企画立案し、理事会で議決する。

（事業報告及び決算）

第30条 この団体の事業報告及び収支決算に関わる書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 名誉顧問、顧問、及び相談役

（名誉顧問、顧問及び相談役）

第31条 この団体に、名誉顧問、顧問、相談役を置くことができる。

2 名誉顧問、顧問、相談役は、常任理事会で議決し、理事会に報告する。

3 別に定める欠格事項が生じた場合は、常任理事会で議決して、この任を解くことができる。

第7章 表彰

（表彰規定）

第32条 毎年、各町内若連の推薦をもとに、各町内若連1名を表彰する。

2 連盟に対し特に功労のあった者を表彰することができる。

（細則）

第33条 この規約の施行について必要な細則は、常任理事会で作成し、理事会の議決を経て、会長が定める。

（附 則）

1. この規約は昭和51年 7月 1日より施行する。
2. この規約は平成 8年 6月 1日より施行する。
3. この規約は平成14年 6月28日より施行する。
4. この規約は平成18年 3月19日より施行する。
5. この規約は平成19年 6月 9日より施行する。
6. この規約は平成20年 6月 8日より施行する。
7. この規約は平成22年 5月 8日より施行する。
8. この規約は平成24年 6月10日より施行する。
9. この規約は平成25年 6月 9日より施行する。
10. この規約は平成26年 5月28日より施行する。
11. この規約は平成27年 6月14日より施行する。
12. この規約は平成30年 4月16日より施行する。



資料編（関連団体規約等）

新庄囃子連盟規約

（名称）

第1条 本連盟は、新庄囃子連盟（以下「連盟」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

（目的）

第2条 連盟は、伝統ある新庄まつりの山車の囃子の保存と継承を図るとともに、囃子若連相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）新庄まつり囃子の保存と継承に関すること。
- （2）新庄まつりの催事及び囃子に関すること。
- （3）その他連盟の目的達成に必要なこと。

（組織）

第4条 連盟は、新庄市内の囃子若連（以下「若連」という。）及び新庄まつりの繁栄に寄与する者をもって組織する。

- 2 連盟に加盟する若連は別表のとおりとし、各若連の代表者を理事として連盟に置く。
ただし、若連の所属する山車若連が複数となるときは、所属する山車若連ごとに理事を置く。
- 3 連盟への加盟及び脱退は、理事会で決定する。

（役員）

第5条 連盟に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 3名
- （3） 事務局長 1名
- （4） 事務局員 若干名
- （5） 常任理事 若干名
- （6） 会計 1名

- 2 役員任期は2年とし、年度末までとする。（3月31日まで）

ただし、再任を妨げない。

- 3 会長、副会長及び事務局長は、理事の互選とし、総会の承認を経て選任する。
- 4 事務局員及び常任理事、会計は、会長の指名により総会の承認を経て選任する。
- 5 役員が欠けたときは、その補欠の役員を選任しなければならない。
- 6 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

（監査）

第6条 連盟の会計事務及び業務執行について監査を行うため、監査2名を置く。

- 2 監査の任期は、1年とする。
- 3 監査は、連盟の理事のうちから総会で選任する。



新庄嚙子連盟規約

（職務）

第7条 会長は、連盟を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、連盟の事務を統括し、会議の運営及び広報を行う。
- 4 事務局員は、事務局長を補佐し、会議の資料作成及び連絡調整を行う。
- 5 常任理事は、会長の指示により事業を執行する。
- 6 会計は、連盟の会計事務を処理する。
- 7 監査は、連盟の会計事務及び事業執行について監査を行い、毎年定例総会に報告する。
- 8 理事は、若連との連絡調整を行う。

第8条 連盟に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、総会の議を経て会長が委嘱する。

（総会）

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定例総会は、毎年2月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び全理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
- 4 総会は、会長が招集する。
- 5 総会の議長は、事務局長とする。
- 6 総会は、全理事の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
ただし、次項に定める代理人は出席者とみなすものとする。
- 7 理事が会議を欠席する場合は、理事の権限を委任された代理人（当該理事が所属する若連に所属する者に限る。）が総会に出席することができる。
- 8 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

（総会の審議事項）

第10条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) その他の重要事項

（役員会）

第11条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。



新庄囃子連盟規約

（役員会の審議事項）

第12条 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- （1）総会に付議すべき事項
- （2）総会において議決された事項の執行に関する事項
- （3）総会において役員会に委任した事項
- （4）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- （5）その他会長が必要と認めた事項

（三役会）

第13条 三役会は、会長、副会長及び事務局長をもって構成する。

- 2 三役会は、必要に応じ会長が召集する。
- 3 三役会は、次の事項について審議する。
 - （1）予算及び事業計画の立案に関する事項
 - （2）その他会長が必要と認める事項

（経費）

第14条 連盟の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

（会費）

第15条 連盟の会費は、総会で定める。

（会計年度）

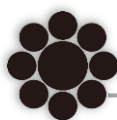
第16条 連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

（その他）

第17条 この規約に定めのない事項は、総会で定める。

附則

- 1 この規約は、昭和46年7月から施行する。
- 2 この規約は、平成13年7月から施行する。（一部改正）
- 3 この規約は、平成24年2月5日から施行する。（一部改正）
- 4 この規約は、平成27年2月7日から施行する。（一部改正）
- 5 この規約は、平成27年7月13日から施行する。（一部改正）
- 6 この規約は、平成28年2月6日から施行する。（一部改正）
- 7 この規約は、平成29年2月25日から施行する。（全部改正）
- 8 この規約は、平成31年2月16日から施行する。（一部改正）
- 9 この規約は、令和4年2月26日から施行する。（一部改正）



新庄囃子連盟規約

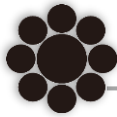
別表

囃子若連名	囃子若連読み	所属山車若連名
山屋囃子若連	やまやはやしわかれん	北本町
		沖の町
萩野囃子若連	はぎのはやしわかれん	落合町
		北町
飛田囃子若連	とびたはやしわかれん	若葉町
		馬喰町
小泉囃子若連	こいずみはやしわかれん	川西町
福宮囃子若連	ふくみやはやしわかれん	清水川町
鳥越囃子若連	とりごえはやしわかれん	下金澤町
休場囃子若連	やすんばはやしわかれん	大正町
福田囃子若連	ふくだはやしわかれん	鐵砲町
松本囃子若連	まつもとはやしわかれん	上茶屋町
関屋囃子若連	せきやはやしわかれん	南本町
仁間囃子若連	にけんはやしわかれん	上金澤町
小月野囃子若連	こづきのはやしわかれん	万場町
角沢囃子若連	つのざわはやしわかれん	末広町
升形囃子若連	ますがたはやしわかれん	東本町
升形若連	ますがたわかれん	常仲町
本合海囃子若連	もとあいかいはやしわかれん	千門町
泉田囃子若連	いずみたはやしわかれん	新松本町

演奏・出場規約

1. 原則として太鼓に付いては、大太鼓2個・小太鼓4個とする。
2. 音響効果等の機材の使用を禁止する。
3. 出場者のサングラス等の使用を禁止する。
4. 過激な茶髪・服装を禁止し伝統ある祭りにふさわしい身形とする。
5. 太鼓演奏者については4名が同じ服装とする。
6. 祭典期間中の行動に付いては連盟規約第2条に属する。
7. 原則として中学生以上を囃子若連とする。
8. 小学生以下の出場の場合は法被の着用を義務付ける。
9. 小学生以下の出場の場合は保護者を同伴させることとする。

（上記条項について守れない若連は役員の判断により祭りの出場を認めない。）



資料編（市補助金交付要綱等）

新庄市山車資材保管施設等基盤整備補助金交付規程（平成3年8月 告示第31号）

（目的及び交付）

第1条 市長は、伝統的行事である新庄まつりにおける山車の正統な継承と保存を図るため、町内が山車資材保管施設及び山車小屋の設置等に要する経費について、新庄市補助金等交付規則（昭和55年規則第9号）及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内で当該町内に対して、補助金を交付する。

（平13告21・平22告18・令2告17・一部改正）

（補助対象経費及び補助金の額）

第2条 補助交付の対象となる経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費		補助金の額	限度額
山車資材保管施設及び山車小屋（以下「施設等」という。）の設置及び修繕に要する経費（施設等の敷地取得に係る費用を除く。）		補助対象経費の2分の1 以内の額	400,000円
山車台車の製作及び更新に要する経費			300,000円
町内若連の合併に伴う次に掲げる経費	施設等の解体及び処分		200,000円
	町旗及び山車横幕の購入		100,000円
	祭り法被の購入		500,000円

備考 施設等は、常設かつ専用のものに限る。

（令2告17・全改）

（補助金交付申請）

第4条 補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付申請）

第3条 補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（令2告17・旧第4条繰上）



資料編（市補助金交付要綱等）

新庄市山車資材保管施設等基盤整備補助金交付規程（平成3年8月 告示第31号）

（実績報告）

第4条 補助事業実績報告書は、補助事業完了後1ヶ月以内に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1） 事業実績書（別記様式第1号）
- （2） 収支精算書（別記様式第2号）
- （3） その他市長が必要と認める書類
（令2告17・旧第5条繰上）

附 則

1 この規程は、平成3年9月1日から施行し、平成3年度分以後の補助金について適用する。

2 山車資材保管施設建設補助金交付基準（昭和52年4月1日）は、廃止する。

附 則（平成13年3月告示第21号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月告示第18号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月告示第17号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。



資料編（市補助金交付要綱等）

新庄まつり囃子保存基盤整備補助金交付規程（平成6年6月 告示第46号）

（目的及び交付）

第1条 市長は、新庄まつりの伝統を護り、まつり囃子を継承保存するため新庄市補助金等交付規則(昭和55年規則第9号)及びこの規程を定めるところにより、予算の範囲内で当該団体に対して、補助金を交付する。

（補助対象経費）

第2条 補助金交付の対象となる経費は、囃子に必要な楽器及び付属品の購入に要する費用並びに囃子に必要な楽器の修繕に要する費用とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 囃子に必要な楽器及び付属品を購入する場合の補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、40万円を限度とする。ただし、補助対象経費が10万円を超えない場合は、補助の対象としない。
- (2) 囃子に必要な楽器を修繕する場合の補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、20万円を限度とする。

（補助金交付申請）

第4条 補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第5条 補助事業実績報告書は、補助事業完了後1カ月以内に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

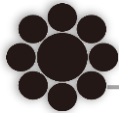
- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支精算書(別記様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。



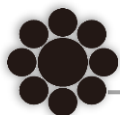
新庄まつり歴代最優秀山車（昭和58年～平成18年）

NO	年度	新庄ふるさと歴史センター展示山車				ゆめりお展示山車	
		歌舞伎部門		物語部門			
01	S58	常仲町	本能寺	沖の町	沼田城	—	—
02	S59	上茶屋町	義経千本桜 (伏見稲荷鳥居前の場)	沖の町	児雷也	—	—
03	S60	上茶屋町	鳴神	沖の町	竜宮城	—	—
04	S61	上茶屋町	鞍馬の牛若丸	沖の町	庭月観音	—	—
05	S62	沖の町	七福神	上茶屋町	上茶屋町 出世稲荷神社由来	—	—
06	S63	上万場町	文福茶釜	沖の町	孫悟空(三蔵法師)	—	—
07	H01	北本町	紅葉狩	南本町	春日局	—	—
08	H02	上茶屋町	土蜘蛛	沖の町	神室の天狗	—	—
09	H03	北本町	歌舞伎「三人石橋」	沖の町	素戔鳴尊と山岐巨龍	—	—
10	H04	沖の町	石川五右衛門 「桜門五三の桐」	上茶屋町	川中島	—	—
11	H05	沖の町	連獅子	下金澤町	浦島太郎	—	—
12	H06	沖の町	鳴神	常仲町	八岐大蛇	—	—
13	H07	千門町	鏡獅子	南本町	八代将軍 徳川吉宗	—	—
14	H08	若葉町	北野天神縁起 「風神雷神」	南本町	秀吉本能寺の変	—	—
15	H09	南本町	国姓爺合戦	若葉町	左甚五郎 昇り龍	—	—
16	H10	沖の町	紅葉狩	若葉町	一寸法師	—	—
17	H11	川西町	女道成寺	沖の町	最上川宝船伝説	若葉町	葵上/歌
18	H12	川西町	鏡獅子	落合町	元寇(蒙古襲来)	上茶屋町	「新庄物語」 かむてん(幻の三滝)/物
19	H13	沖の町	菅原伝授手習鑑「車引」	上茶屋町	奥の細道(新庄紀行)	上金澤町	真田十勇士/物
20	H14	川西町	三人石橋	上茶屋町	帝釈天と阿修羅の戦い	沖の町	義経千本桜 「川連法眼館の場」/歌
21	H15	沖の町	助六由縁江戸桜	上茶屋町	最上の伝説 「白鬚沼と竜神」	川西町	暫/歌
22	H16	下金澤町	鏡獅子	上金澤町	善寶寺龍神伝説	川西町	紅葉狩/歌
23	H17	川西町	菅原伝授手習鑑「車引」	大正町	つるのおんがえし	沖の町	ヤマトタケル 「蘇生天翔」/歌
24	H18	下金澤町	義経千本桜 「伏見稲荷鳥居前の場」	上茶屋町	壇ノ浦の合戦	川西町	解脱景清/歌



新庄まつり歴代最優秀山車（平成19年～令和4年）

NO	年度	新庄ふるさと歴史センター展示山車				ゆめりあ展示山車	
		歌舞伎部門		物語部門			
25	H19	千門町	双面道成寺	上茶屋町	浦島太郎	川西町	寿連獅子/歌
26	H20	沖の町	石橋 「清涼山幻想の場」	上茶屋町	八岐の大蛇	下金澤町	竹取物語/物
27	H21	下金澤町	鏡獅子	落合町	平知盛の亡霊 「摂州大物浦」	上金澤町	川中島 守護神降臨/物
28	H22	千門町	義経千本桜 「伏見稻荷鳥居前の場」	北町	真田十勇士	若葉町	左甚五郎昇り龍/物
29	H23	北町	ヤマトタケル	落合町	安珍 清姫絵巻	川西町	寿連獅子/歌
30	H24	沖の町	連獅子	北町	竹取物語	落合町	萩野・仁田山 鹿子踊り伝説/物
31	H25	千門町	二人道成寺	落合町	神童 天草四郎時貞	下金澤町	連獅子/歌
32	H26	大正町	暫	落合町	源平大合戦「平家滅亡」	沖の町	浮世柄比翼稲妻 「鞘当」/歌
33	H27	沖の町	鏡獅子	落合町	三国志 赤壁の戦い 「諸葛亮孔明の知略」	北町	石川五右衛門/歌
34	H28	川西町	娘道成寺	落合町	かぐや姫「昇天」	若葉町	鬼揃紅葉狩/歌
35	H29	千門町	寿鏡獅子	落合町	元寇「神風疾風怒涛」	清水川町	金門五山桐/歌
36	H30	千門町	壽曾我対面	落合町	中国 清涼山の獅子	北町	歌舞伎十八番「暫」/ 歌
37	R1	北町	京鹿子娘道成寺	大正町	祝天皇即位 令和元年 寿 七福神	川西町	枕獅子
38	R2	新型コロナウイルス感染症の影響により新庄まつり中止					
39	R3	千門町	義経千本桜	下金澤町	浦島太郎	上茶屋町	羽州ぼろ鳶組～新庄藩 火消・江戸物語～/物
40	R4	千門町	祝 勢揃寿連獅子	下金澤町	天孫降臨	北町	スーパー歌舞伎ヤマト タケル/歌



新庄まつり人出数（平成2年～令和4年）

実施年	24日(曜)	25日(曜)	26日(曜)	合計	特記事項
平成2年	12万人(金)	19.5万人(土)	5.5万人(日)	37万人	
平成3年	15万人(土)	17万人(日)	5.5万人(月)	37.5万人	
平成4年	15万人(月)	17万人(火)	5万人(水)	37万人	
平成5年	15万人(火)	17万人(水)	5万人(木)	37万人	
平成6年	16万人(水)	16万人(木)	5万人(金)	37万人	アビエス利用開始
平成7年	16万人(木)	16万人(金)	5万人(土)	37万人	
平成8年	18万人(土)	16万人(日)	5万人(月)	39万人	
平成9年	18万人(日)	17万人(月)	5万人(火)	40万人	25日に昼と宵の2回山車運行(DC)
平成10年	17万人(月)	16万人(火)	4万人(水)	37万人	
平成11年	5万人(火)	20万人(水)	6万人(木)	31万人	24日の宵まつり中止 山形新幹線新庄延伸開業
平成12年	14万人(木)	24.4万人(金)	6.6万人(土)	45万人	25日に昼と宵の2回山車運行
平成13年	15万人(金)	19万人(土)	6万人(日)	40万人	
平成14年	16万人(土)	20.5万人(日)	7.5万人(月)	44万人	花咲かフェア
平成15年	16万人(日)	18万人(月)	7万人(火)	41万人	26日山車展示(14台)
平成16年	15万人(月)	17万人(火)	7万人(水)	39万人	26日山車展示(9台)
平成17年	19万人(水)	20万人(木)	5.5万人(金)	54万人	250年祭/1日延長 27日: 9.5万人
平成18年	16万人(木)	18万人(金)	11万人(土)	45万人	26日飾り山車(21台) 街中鹿子踊・けんか囃子山車
平成19年	17万人(金)	18万人(土)	10万人(日)	45万人	26日飾り山車(21台) 囃子演奏(6)・街中鹿子踊
平成20年	13万人(日)	17万人(月)	12万人(火)	42万人	26日飾り山車・戻り山車 (ともに囃子あり)



新庄まつり人出数（平成2年～令和4年）

実施年	24日(曜)	25日(曜)	26日(曜)	合計	特記事項
平成21年	16万人(月)	18万人(火)	11万人(水)	46万人	23日市制60周年 「ちびっ子神輿・山車行列」
平成22年	17万人(火)	17.5万人(水)	11.5万人(木)	46万人	国重要無形民俗文化財に指定
平成23年	15万人(水)	17万人(木)	11万人(金)	43万人	東日本大震災(3.11)
平成24年	18万人(金)	20万人(土)	14万人(日)	52万人	26日東北三県福興祭(2万人)
平成25年	21万人(土)	17.5万人(日)	14.5万人(月)	53万人	26日燦踊祭 沖縄市エイサーを招聘
平成26年	22万人(日)	15.5万人(月)	15万人(日)	52.5万人	山形DC
平成27年	19万人(月)	20万人(火)	12万人(水)	51万人	新庄まつり260年祭 25日に昼と宵の2回山車運行
平成28年	21万人(水)	18万人(木)	12万人(金)	51万人	ユネスコ無形文化遺産に登録 決定飾り山車時間延長
平成29年	20万人(木)	20万人(金)	15万人(土)	55万人	ユネスコ登録後初開催・ユネスコ 登録記念事業の実施・過去最高の 人出
平成30年	21万人(金)	21万人(土)	7万人(日)	49万人	天満宮建立390周年事業 26日終日雨天により催事変更
令和元年	23万人(土)	22万人(日)	11万人(月)	56万人	週末開催が好影響となり過去最 高の人出 飾り山車、鹿子踊り実 施
令和2年	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため戦後初の中止なる				
令和3年	山車運行は自町内のみ、催事、露店等のまつり行事が中止されたため人出の集計せず				新型コロナウイルス感染症拡大 防止対策のため山車行列は町内 のみ、神輿渡御行列は、規模縮小 し実施
令和4年	15万人(水)	12万人(木)	6万人(金)	33万人	3年ぶりに通常開催に近い形で 3日間実施、人出は大幅に 下回る



新庄まつり山車・囃子解説図

山車【やたい】

新庄まつりの山車を、市民は「やたい」と呼んでいます。町衆は若連という組織を作り、毎年町内単位で山車を作ります。題材は能・歌舞伎や歴史物語・伝説などから選び、等身大の人形を中心に、山・館・花・滝などを周りに配します。

各町内が華やかさと卓越した技を競い合う山車は、新庄まつりの主役です。

山車はふるさと歴史センターに最優秀賞山車2台、ゆめりあ展示山車1台が1年間展示されます。その他の山車は全て解体されます。



風流とは
題名の前に必ず付く「風流」は、時空を超越するという意味に解釈され、これがあるため、時代考証に授けられず、季節や空間を超えて独特な各町内の山車が作られます。

まつり囃子

鉦【かね】



笛



山車作りが町衆ならば、囃子方は在方の若衆たちの役目です。山車の後方に、囃子若連が付き、大太鼓・小太鼓・笛・鉦・三味線で構成されます。

曲目は、「寄せ笛」「宿渡り(すくわたり)」「羯鼓(かっこ)」「二上がり」の4曲で、一般に演奏されるのは、悠長で哀調のある宿渡りと、テンポの速い勇壮な羯鼓です。

太鼓





新庄まつり百年の大計・第4期計画 令和5年(2023年)3月

◆編集・発行 新庄市商工観光課観光交流室

◆〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号／電話 0233-22-2111
syoukou@city.shinjo.yamagata.jp